

平成28年6月第4回亙理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成28年6月20日第4回亙理町議会定例会は、亙理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1 番 | 鈴木 高行 | 2 番 | 渡邊 重益 |
| 3 番 | 小野 一雄 | 4 番 | 佐藤 邦彦 |
| 5 番 | 小野 典子 | 6 番 | 高野 進 |
| 7 番 | 安藤 美重子 | 8 番 | 渡邊 健一 |
| 9 番 | 高野 孝一 | 10番 | 佐藤 正司 |
| 11番 | 鞠子 幸則 | 12番 | 大槻 和弘 |
| 13番 | 百井 いと子 | 14番 | 鈴木 邦昭 |
| 15番 | 木村 満 | 16番 | 熊田 芳子 |
| 17番 | 佐藤 アヤ | 18番 | 佐藤 實 |

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|-----------|------------|-----------|
| 町 長 | 齋 藤 貞 | 副 町 長 | 三戸部 貞 雄 |
| 総務課長 | 阿 部 清 茂 | 企画財政課長 | 吉 田 充 彦 |
| 用地対策課長 | 山 田 勝 徳 | 税務課長 | 西 山 茂 男 |
| 町民生活課長 | 南 條 守 一 | 福祉課長 | 佐 藤 育 弘 |
| 被災者支援課長 | 吉 田 美 和 子 | 健康推進課長 | 岡 元 比 呂 美 |
| 農林水産課長 | 齋 藤 幸 夫 | 商工観光課長 | 齋 義 弘 |
| 都市建設課長 | 佐々木 人 見 | 復興まちづくり課長 | 袴 田 英 美 |
| 上下水道課長 | 川 村 裕 幸 | 会計管理者兼会計課長 | 牛 坂 昌 浩 |
| 教育長 | 岩 城 敏 夫 | 教育次長兼学務課長 | 鈴 木 邦 彦 |
| 生涯学習課長 | 佐 藤 和 江 | 農業委員会事務局長 | 菊 地 和 彦 |
| 選挙管理委員会書記長 | 阿 部 清 茂 | 代表監査委員 | 澤 井 俊 一 |

○ 事務局より出席した者の職氏名

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 事務局長 | 渡 辺 壯 一 | 庶務班長 | 伊 藤 和 枝 |
| 主 事 | 櫻 井 直 規 | | |

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第 3 議案第41号 亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第42号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第43号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第44号 工事請負契約の締結について（平成27年度23都災第463号鳥の海公園都市公園災害復旧工事（繰越））
- 日程第 7 議案第45号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度（復交）町道五十刈線道路改良工事）
- 日程第 8 議案第46号 亶理町保健福祉センター施設建設基本構想及び基本計画について
- 日程第 9 議案第47号 平成28年度亶理町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第48号 平成28年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第49号 平成28年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例）
- 日程第13 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第14 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町都市計画税条例等の一部を改正する条例）

- 日程第 1 5 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 1 6 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 1 7 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 1 8 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 7 年度亶理町一般会計補正予算（第 8 号））
- 日程第 1 9 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書について（平成 2 7 年度亶理町一般会計予算）
- 日程第 2 0 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について（平成 2 7 年度亶理町公共下水道事業特別会計予算）
- 日程第 2 1 報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書について（平成 2 7 年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算）
- 日程第 2 2 報告第 7 号 事故繰越し繰越計算書について（平成 2 7 年度亶理町一般会計予算）
- 日程第 2 3 報告第 8 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第 2 4 報告第 9 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第 2 5 報告第 1 0 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第 2 6 報告第 1 1 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第 2 7 報告第 1 2 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第 2 8 報告第 1 3 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第 2 9 報告第 1 4 号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第 3 0 委員会の閉会中の継続審査申出について
- 日程第 3 1 委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第 3 2 委員会の閉会中の先進地視察調査申出について

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、10番 佐藤正司議員、11番 鞠子幸則議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、総務常任委員長から付託案件審査について、閉会中の継続審査の申出を受理しております。

第2、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出を受理しております。

第3、総務常任委員長及び産業建設常任委員長から、先進地視察調査の申出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 選挙管理委員及び補充員の選挙

議長（佐藤 實君） 日程第2、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに

決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よつて、議長によつて指名することに決定いたしました。初めに、選挙管理委員には亘理町字上浜街道150番地1 高倉 豊氏、亘理町荒浜字御狩屋159番地114 菊地正博氏、亘理町長瀬字曾根23番地129 小野喜久氏、亘理町逢隈田沢字浜道98番地2 奥原隆則氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました高倉 豊氏、菊地正博氏、小野喜久氏、奥原隆則氏、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。次に選挙管理委員補充員には、亘理町逢隈蕨字梨木24番地3 木口巖夫氏、亘理町字道田西14番地1 小松武彦氏、亘理町荒浜字隈瀉85番地 武者清一氏、亘理町吉田字中原55番地412 岩山 裕氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました木口巖夫氏、小松武彦氏、武者清一氏、岩山 裕氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

続いて、補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よつて、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

日程第3 議案第41号 亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第41号 亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部清茂君） それでは、議案第41号についてご説明申し上げます。

議案書、新旧対照表ともに1ページになります。

議案第41号 亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例。

亶理町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第19条中、教育委員会の委員長を教育長に改めるものでございます。

今回の改正につきましては、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がありまして、教育委員会の委員長と教育長が一本化された新教育長が設置されまして、教育委員会の代表者が教育長になることに伴い、第19条の出席説明の要求を教育委員会の委員長から教育長に改めるものでございます。

なお、法律の改正におきまして、経過措置として平成27年4月1日において在任中の教育長につきましては、その教育委員としての任期が満了するまで、またはみずから退任するまでは現行制度の教育長として在職するものとなっておりますので、附則におきまして経過措置として現教育長の在職中は改正前のおり教育委員会の委員長に対し要求することになる旨規定してございます。施行日は公布の日からとなります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 今、総務課長から説明がありましたけれども、今回の委員会条例の改正はいわゆる地方教育行政法の改正に伴うものであります。当初は、教育委員会そのものを廃止する政府の方針でありましたけれども、現場の皆さんの声も踏まえて、教育委員会の廃止はしないということでもありますので、基本的には今までどおり教育委員の集まりである教育委員会が、教育分野での最高意思決定機関であるということは変わりないと考えていいですか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 今、鞠子議員のおっしゃるとおりでございまして、今回の改正におきまして、教育委員会は引き続き執行機関、それから総合教育会議で首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されているということがうたわれておりますので、そのような形になろうかと思えます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） そうしますと教育委員会が残るということでありますので、教育委員会の原点を踏まえると、住民の皆さんの悩みや要求を吸い上げて、教育委員会を通して住民自治の立場で改革、活性化をする。こういう立場で教育委員会を今後行う必要があると思うんですけれども、その点はいかがですか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 今までもそのような形で教育委員会というのは履行しておりましたので、今後も引き続きそのような形で行いたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 最後であります。先ほど学務課長も言われましたけれども、今回の教育委員会の改革は新教育長、大綱、そして総合教育会議という3つがあるわけです。教育に対する首長の介入が強まるのではないかとということが懸念されますけれども、いずれにしても教育委員会が残っておりますので、今後とも引き続き教育委員会の独立性、自主性を堅持する必要があるというのも含めていかがですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） ただいま教育次長が答弁したとおりでございまして、教育委員会そのものは現在と何ら変わらないということで、いわゆる政治的な中立性、それから安定性、継続性ということは堅持されておりますので、首長からの圧力というのはないものと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 議案第41号の改正につきましては、法律が平成27年4月1日から施行されておるわけですが、これは教育委員会制度の大きな見直しだと思います。

ます。その中で首長の意見を大きく反映するという改正が今回うたわれております。今お話にありましたとおり、総合教育会議の要綱を見ますと7月30日に制定されておりまして、町長が招集し、そして議長となって議論を取りまとめる。そして事務局が総務課になっているわけですね。そういった観点から、これまで教育委員会でのもろもろの教育指導方針と、今後町長が大綱を策定するとなっていますので、そういった関係というのはどう考えるべきなんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 総合教育会議は、主催は首長と明記されていますので、昨年2回ほど開いて大綱を制定したということでございます。ただ、その大綱については教育委員会で十分練って首長に提出し、その中でいろいろ情報交換を踏まえて最終的に首長がオーケーという形で策定していますので、首長からこうなさい、ああなさいという指示はないわけございまして、あくまでも教育委員会での方針等について策定して、そしてその総合会議にかけていく。今、過渡期でございますので、事務局は総務課になるわけですけれども、今のところ総務課と教育委員会が連携しながら進めているという状況でございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 教育委員会制度は、そもそもやっぱり地域住民の意見、要望を取り入れるという仕組みでございます。今回の大きな制度の流れの中で、やはりこの制度を住民の方に周知、広報するというのは非常に大切なことかと思えます。その周知についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 地域住民に教育行政を周知していくというのは、今までもやっているわけでございます。教育委員もいるわけでございますので、各地区から選出されている教育委員の方々も、地域に帰られていろいろな機会の中で説明責任を果たしていると認識していますので、これまで同様対応していきたいと思っています。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第41号 亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第42号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第42号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第42号についてご説明申し上げます。

議案書は2ページをお開きください。

議案第42号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

今回の改正でございますが、新旧対照表を使ってご説明させていただきますので、新旧対照表2ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正については2つありまして、1つ目が3ページ目と次の4ページに改正となる表がございます。これは、本町には該当する施設はございませんが、建築基準法の改正によりまして小規模保育事業所等で4階以上に保育室を設置する場合の避難用階段の設置要件を改正するものでございます。

次に、2つ目の改正でございます。新旧対照表5ページから6ページに記載があ

ります。これは、厚生労働省令の改正によりまして保育士配置の要件の緩和について新たに特例として加えられたもので、主なものといたしましては5ページの上段にあります附則第6項でございますが、児童数が少ない時間帯であっても最低2人の保育士を配置することが必要となっております。そのうち1人は、保育士でなくても保育士と同等の知識及び経験を有する者であれば保育士資格を有していなくてもいいという改正でございます。さらに附則第7項につきましては、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を保育士と見なすことができるという改正でございます。これが今回の改正の主なものでございます。

それでは、議案書4ページにお戻りいただきまして、施行日でございます。附則として、この条例は平成28年7月1日から施行するというところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今お話をされたように、保育士の配置なり意味づけの緩和という、ある意味、保育の質の低下ということも十分に考えられると思うんですけども、町の考え方としてこの規制緩和に対しては現状どおりやっていくのか、あるいはこの新基準に基づいてやっていくのかという、ある程度の考え方があるんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 今回の改正については小規模の保育施設ということになっておりますので、これについては今回の改正どおりになろうかと思えます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 新聞報道などでもよく規制緩和ということで出ていまして、朝日新聞の3月11日付では、各自治体の調査をしたところ、この規制緩和をやる自治体というのはないということが出てはいるんですけども、そういった観点からどう考えますか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 今のところは、この改正どおり小規模保育事業所については行っていくようなことになろうかと思えます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 2 ページの附則第 1 項の職員配置に係る特例でございますけれども、配置人員の緩和ということで、第 7 項に当分の間の資格みなし規定もありますけれども、この当該保育士に加えて保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならないと今回規定されておりますが、これはどういった方たちになるわけなんですか。この知識及び経験を有するという人というのはどういった方なんですか。お尋ねいたします。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） こちらの人員につきましては、知識につきましては研修等を受けていただいて、そちらで知識を磨いていただくというところと、経験というのは、やはり今まで臨時保育士として無資格の方であっても補助的な立場で従事していただいて、そして経験があると。その場で経験を積んでいただいているというところでございます。

議 長（佐藤 實君） 4 番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 保育士の不足について、ハローワークの調査でございますが、賃金がまずもって安い、就業時間が長い、責任が重い、休暇がとりにくいという調査がございます。こういったことを踏まえまして、今回の人材確保には、配置基準には資格要件が緩和されたということでございますが、これらとあわせて就労環境の改善についてはどのように対応していくのか、お伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） こちらにつきましては、昨日の一般質問のところにもありましたけれども、保育士の確保につきましては臨時職員の保育士のところが大きいかと思っておりますので、賃金等でほかの自治体と競争にならないような形で考えさせていただくということで処遇改善を図っていくというようなところと、あとは、今正職員と同等の形で臨時職員の方々にも勤務をしていただいておりますが、保育については、やはりいろいろと責任を持ってやっていただくところが出てこようかと思っておりますが、事務の面でもいろいろ処遇を精査し、改善しながら進めていかなければいけないのかなということで思っているところでございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第43号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第43号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 議案第43号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書は5ページになります。

議案第43号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例。

東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表において説明いたします。7ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、平成28年度の国民健康保険税の減免措置について厚生労働省通知により国の財政支援の延長について示されたことから、原子力

災害対策特別措置法に基づく避難指示等の解除に伴う減免期間の1年間の延長と、一部減免基準の変更に伴う文言の整理をあわせて改正するものです。新旧対照表の第2条保険税の減免基準第4号につきましては、減免の対象から除く上位所得層の世帯の範囲に、平成27年度中に区域指定が解除された避難指示解除準備区域を追加するものです。

次のページをお願いいたします。

第7号におきましては、文言の整理でございます。

第9号につきましては、旧避難指示解除準備区域の世帯を、平成26年度中に区域指定が解除された避難指示解除準備区域の世帯に改め、平成26年の施行令とするものであります。

第10号につきましては、今回厚生労働省通知で新たに減免基準が示されたところにより追加するものであります。

第4条減免の対象となる保険税につきましては、平成28年度の相当分の追加と納期限の1年間の延長により平成29年3月31日までとするものです。

第6号につきましては、第2条第10号の改正により半年間の減免が示されたことにより追加するものでございます。

別表第1につきましては、該当条項に第2条第10号を追加するものです。

議案書に戻ります。6ページをお願いします。

附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号 東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案

のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第44号 工事請負契約の締結について（平成27年度23都災第463号鳥の海公園都市公園災害復旧工事（繰越））

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第44号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして議案書の7ページをお開きいただきましたと思います。

議案第44号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては、平成27年度23都災第463号鳥の海公園都市公園災害復旧工事（繰越）でございます。

請負金額が、6,760万8,000円。なお、落札率につきましては99.85%でございました。

契約の相手方が、亘理町荒浜字水神62番地。阿部工務店・結城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

資料につきましては、次の8ページになりますので、ごらんいただきたいと思います。

入札年月日が平成28年5月27日。

入札の方法が条件付き一般競争入札ということで、いわゆる復興JVでございまして、条件の主なものにつきましては、構成員のうちの代表者については、町内に本社または本店を有する事業者で、土木一式工事について特定建設業の許可を

受けており、総合評定値が700点以上の者と、代表者以外の構成員については、北海道及び東北6県に本社または本店を有し、土木一式工事について特定建設業または一般建設業の許可を受け、総合評定値が600点以上の者が条件となります。

入札参加業者については、八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体、阿部工務店・結城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体、斎藤工務店・小野工務店、永井組 復旧・復興建設工事共同企業体、以上、4共同企業体でございます。なお、太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体と阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体については今回辞退しております。

入札回数が1回。

工事場所につきましては、亘理町荒浜字築港通り地内ということで、次の9ページに位置図を添付しておりますが、この上の部分の位置図で朱色の太線で囲まれた部分、わたり温泉島の海に隣接する部分となります。

工事内容につきましては、都市公園鳥の海公園災害復旧工事でございます。これについては平成23年12月に災害査定を受け、周辺の各種工事の区域が確定したことから災害復旧工事を施工するものでありますが、亘理町震災復興計画に基づき、災害危険区域内の土地利用計画が策定され、周辺整備計画に合わせ、鳥の海公園の規模を縮小して区域を変更したことにより、区域外となる園路及び広場、遊具、附属施設等の一部が復旧から除外されたもので、次の10ページの平面図をごらんいただきたいと思いますが、この10ページの平面図につきましては、災害査定を受ける時点での現況平面図に災害査定時に認められた施設を今回朱色で示したもので、これを施工するものでございます。また8ページの資料にお戻りいただきまして、この工事内容の項目といたしましては、ここに記載の園路及び広場工面積が9,000平方メートル。アスファルト舗装、車道部が厚さ5センチで216平方メートル。それから、アスファルト舗装の歩道部、これが厚さ4センチで704平方メートル。土舗装厚さ10センチで2,800平方メートル。芝舗装が5,280平方メートル。それから休養施設設置工ということでベンチが6基。便益施設設置工、手洗い場ということで1基でございます。

工期につきましては、平成29年2月28日まで設定しております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） これを見させていただいたんですけれども、このぐらいの工事内容で手洗い場などはあるんですけれども、このぐらいの規模になるとトイレが必要なのではないかと思うんですが、これは入っていないんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、大槻議員の質疑にお答えします。

災害復旧工事でございますけれども、先ほど企画財政課長が災害復旧ということで説明申し上げましたが、トイレについて、この位置図の真ん中の東側端に公園の公衆用トイレがございました。災害査定においてトイレの復旧について認められておりますけれども、土木積算ではなくて建築積算単価での査定となっております。建築工事費として、このあと給水管工事等を含みまして工事を発注することとしております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 芝舗装が5,280平方メートル予定されております。場所が場所ですので、芝生の育成、管理、あと除草、施肥、給水、これが一番大事だと思いますが、1年を通しての維持管理についての重要性が当然出てきております。今後の管理体制について伺いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 芝生の今後の維持管理ということでございますけれども、従来この芝生につきましてはシルバー人材センター等で水をやりながら管理を行ってございましたが、やはり芝生の育成等に詳しいといいますか、そのノウハウを持っている造園組合等に今後定期的に相談といいますか、管理業務を委託するという考えを持っております。

なお、その水やりの関係でございますが、従来どうしてもちょっと水圧が足りない点がございますが、今後、わたり温泉の東側から直接水圧を確保できるような給水工事を行うこととしております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 4 番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） もう一点なんです、一番厄介なのは海のために潮風、塩害ですね、将来的での話になりますが、今回の敷地周りに風よけとか、そうした景観補助のために樹木等の設置についてのお考えはあるのかどうかお聞きします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 先ほど申し上げましたが、やはり芝生の専門業者等、その辺のところも今後検討してまいりたいと思いますが、実際東側には丘といいますか、ある程度の丘もできますし、その状況を見ながら植栽等も考えなくてはいけないのかなと思います。一応周辺について一部植栽も行っているところもございまして、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1 番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今回の契約の相手方、J V、共同企業体となっていますけれども、この共同企業体に対する指名入札については、多分齋藤町長が副町長のときに指名委員会の委員長のとときにこの共同企業体の発注が始まったと思うんですね。要するに、伊達から来ている企業と地元企業に災害支援という形でこういう発注の仕方をしたと思うんですが、災害復旧もいつまでになるかわかりませんが、実際このような発注の仕方をいつまでなさるつもりなのか、今後の見通しとして。多分初めは5,000万円以上の議会にかかるような工事高がずんずん小さくなって、議会にかからないような二、三千万円の工事についても J V で発注しているような気もするんですけれども、いつまでこういう企業で構成させた J V に発注する予定なのか、町長の考えを伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今続いております復興 J V については、今現在継続中の復興関係の避難道路、それから、あとは公園等がまだ継続で残っていますので、ここ暫くは復興 J V は続くものと思います。ただ、その復興事業関係がある程度終結する前の段階で、この復興 J V のあり方について再度町内部でも検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（佐藤 實君） 1 番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 確かに J V さんでやれば、その辺の中に入っている人的な支援と

か、高速機械なんていうのは持ってきていないと思いますけれども、中の人的支援が多いのかなと思います。それがいつまで続くといったって、町内の業者だっ
てやれないことはないし、反対に支援しているのかされているのかわかりません
けれども、こういう事態がいつまでも続くとなると、やっぱり雇用関係とか町内
の業者とかそういうものを見れば、そんなに長く続けなくても町内でやれるもの
は町内の業者でやれると、そういう判断をすべきだと思うんですね。いつまで続
くかわかりませんが、当分の間なんていう答弁ではなくて、町長からはっ
きりばつといつまでやりますよ、自分が指名委員会のおきに入れたんだから、
つくったんだ、そういう答弁がほしかったなと思ったんですけれども。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） まだ避難道路も、ちょっと正直言いますとおくれ加減ですし、ただ
いま企画財政課長が言いましたようにまだ復興途上でございますから、議員おっ
しゃるように、この件については今後のことを考えた中で検討していきたいと思
っております。

議 長（佐藤 實君） 1 番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今の答弁では検討するという話ですけれども、その検討というのは
大体いつかわからないということですね。要するに、やっぱり管理者としてあと
1 年とか2 年とか、そういう期限を区切ったら相手方にもいいし、受注する側も
自分たちの町がそういう発信をしているんだから検討しなければならないなど。
そういう、発信元があやふやしていると、いつまでも続くということになるん
です、発注元が。その辺をきちっとした、整備した発注の仕方というのが必要だ
と思うんですけれども。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 一応、復旧・復興事業については平成32年度までということなの
で、その間の見通しを見た中で考えていきたいと、そのように思っております。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第44号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第45号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度（復交）町道五十刈線道路改良工事）

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第45号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の11ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第45号 工事請負変更契約の締結についてでございます。

平成28年5月17日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては、平成27年度（復交）町道五十刈線道路改良工事でございます。

変更請負金額が、1億3,034万6,280円。711万720円の減額でございます。

契約の相手方が、斎藤工務店・小野工務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

次の12ページが資料となりますので、お開きいただきたいと思えます。

第3回変更契約年月日が、平成28年5月17日。

工事概要それから主な変更理由につきましては、当初設計におきまして車道部の表層工において4,320平方メートルのアスファルト舗装を予定しておりましたが、隣接して橋梁及び管渠工事が施工されており、次の13ページの図面の赤の破線部の左端の部分、この西側になりますが、橋梁及び管渠工の工程について精査した

結果、舗装敷設後に当該工事区間を重機等の工事車両が頻繁に往来することで表層の損傷を受けることが懸念されることから、車道部の表層を施工せずに路盤までの仕上げまでに変更するものでございます。

次の14ページが標準断面図でございまして、この黄色で塗色した部分が表層工で、今回変更により施工しないこととした部分でございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 若干、契約変更の基準についてちょっとお伺いをしたいんですけども、今回見ますと3回目の契約変更という形になるので、若干変更契約の数としては多いのかなと思うんですが、一般的に言うと、通常的设计変更だけをしまして、業者とのやりとり、いわゆる工事に関する通知なんかを出しながら何回か変更をして、それである程度の金額になったら今度は契約変更という形になるのかなと。あるいは重要な変更があるというところで変更するという形になるのかなと思うんですけども、そういった基準はどうなっているんですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 設計変更については通常1回でございます。その中で現場代理人と町側の工事監督員の調整の中で、その後にさらに精査したら不測の事態が生じて変更した場合とか、あるいは工期の工程についても変更後に雪あるいは雨等で施工期日が延びた場合とか、いろいろなことを想定しておりますので特に変更の内容の規定についてはございませんが、そのときのケース・バイ・ケースで今回のような3回の変更までに至るケースもある場合もございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そうすると、基準というのはないということですね。

もう一つお聞きしたいのは、ネットで見てみますと、入札金額については入札に参加する各業者の入札後の金額が全て出るようになっているようなんですけども、かつてはそうではなかったなと思いますので、そういう意味では透明性が出てきて、ある意味開かれた行政かなと思います。今後もこういう形で続けるのか

教えてください。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 入札結果の公開については、従来ネットで公開する以前より役場の窓口で主に企業さんが来て閲覧しておりましたけれども、やはり広く一般の方にも見ていただくという立場上から、ネットで公開しております、今後についてもネットで引き続き公開してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今回の工事は、アスファルト舗装をしないままでの契約になるんだと思いますけれども、これは6月30日まで。それで、今後アスファルトの舗装の工事が必要になると思いますけれども、その部分を考えると工事の完了はどれぐらいの日になるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） この舗装工事の分でございますが、先ほども企画財政課長が説明した中で、今の工程上、橋梁関係の工事がやはり今年度いっぱいぐらいかかるのかなと思っております。実際にこの舗装工事を行うのは、来年度の施工という形になると考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第46号 亘理町保健福祉センター施設建設基本構想及び

基本計画について

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第46号 亶理町保健福祉センター施設建設基本構想及び基本計画についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 議案書の15ページと、別冊の保健福祉センター施設建設基本構想・基本計画の準備をお願いいたします。

議案第46号 亶理町保健福祉センター施設建設基本構想及び基本計画についてご説明いたします。

亶理町保健福祉センター施設建設基本構想及び基本計画について、別紙のとおり亶理町保健福祉センター施設建設基本構想及び基本計画を策定するため、亶理町議会基本条例第8条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めます。

今案件に関しましては、6月10日の全員協議会で詳細をご説明しておりますので、簡潔に別冊の資料で説明したいと思います。

まず、3ページをお開きください。

保健福祉センターの基本理念といたしましては、「誰もが元気になる、誰もが元気を作れる」未来に続く健康づくりを目指して、健康増進事業や介護福祉事業等の活動の拠点となる保健・福祉・医療の連携が図られる施設の整備を行うとともに、新庁舎建設と同時期に一体的に建設し、防災計画に基づき、災害時の医療救護活動拠点施設とするものであります。

保健福祉センターの基本方針といたしましては、（1）町民が安心して利用しやすい施設としてプライバシーの保護、健診会場として円滑に安心して利用できるように配慮した施設とする計画です。

次に、人にやさしく思いやりのある施設といたしまして、ユニバーサルデザイン、駐車場、検診車等への移動が安全にできるよう配慮した施設としております。

次に、医療救護活動の拠点としての機能を備えた施設として、災害時の医療救護所としての対応ができるよう非常用発電装置、制震、耐震構造を考慮し、要配慮者等への対応ができる施設とします。

次に、自然環境に対応した施設として、自然光や県内外の木材の利用など省エネ化や、機能性・快適性・経済性を考慮した施設としたいと考えております。

次に、4ページから6ページにおきまして、施設の構成といたしまして健康推進エリア、子育て支援エリア、介護予防エリア、その他のエリアに分け、関連性を持った施設を目指すとしております。

次に、7ページから8ページにおきましては、施設の想定する規模を示しております。総床面積を合計しますと2,471平方メートルと計画をしておるところでございます。

最後のページでございますが、事業スケジュールといたしましては、平成31年度新庁舎建設事業計画と一体的に保健福祉センターも工事竣工を目指すところがございます。

概算事業費といたしましては、基本設計・実施設計が7,453万3,000円、建設工事費が10億5,303万円を想定しておるところでございます。

財源の検討でございますが、県の地域医療再生臨時特例交付金3億2,000万円の内定を受けておりまして、一般財源としては8億756万3,000円を想定しているところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 7ページの施設規模の設定のところに事務室機能の面積がないんですけれども、これは設置するのですか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 事務室におきましては、新庁舎建設と同時期、一体的にするということで、重複するような施設はつくらないということも基本計画の中にあリまして、役場庁舎で保健福祉部門の事務室をつくりますので、保健福祉センターに出入りしやすい配置にしてもらおうということで、保健福祉センター側には特に事務室を設ける計画ではありません。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） これほどの規模の大きい施設で、多くの方が出入りすることになると思うわけでございます。利用者の見守りとか安全とか問い合わせ等に当然必要

なのかと思って質問したわけですが、わかりました。

もう一点なんですが、この施設規模の中に医師会事務室が入ってございます。50平方メートル、約15坪。これは、使用料はいただくわけですね。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 医師会の事務室におきましては、現在も保健センターの中に医師会の事務室が入っております。これにおきましては平成6年の行政財産の使用許可ということでその当時検討いたしまして、使用料については無償で対応するということが現在に至っておるところでございます。現在の場所につきましては16.53平方メートル、約3分の1ぐらいの小さい、狭いところになっております。保健福祉センターが出たときに医師会からどのような要望が出てくるかはこれからなのでございますが、その医師会からの動向を見ながら今後行政財産ということで検討することになると考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 基本計画案の3. 基本理念、3ページの中の（4）自然環境に対応した保健福祉センターということでございますけれども、③内壁等に県内外の木材を利用した施設とございます。これは本町の木材は使用するのかどうか伺います。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 内壁等に県内外の木材を利用した施設ということを書いておりまして、木材を使用することで床とか腰板とかそういうことで、柔らかくてぬくもりのある温かさが感じられる施設ということで取り入れたところでした。町有林を使用できるかどうかは、これからの検討になると思われま。

以上です。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 木材を使用するということは、木材保護ということも考えなければならぬと思っておりますけれども、この点についてはどのように考えていますか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 町有林にも木材として使える場所はあるとは聞いておるところなんですが、木材として使用できる範囲に育ったものと考えておりました。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 私が質問をしているのは、木材を使うわけですがけれども、木材を保護する、要するに何か塗るのか、薬か何かを使うのかということなんです。木材というのはそのまま使うと結構早く傷むんですよ。ですから、そういったことで、木材を保護するものを何か使用するのかどうかということをお聞きしましたけれども、お願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今、新庁舎建設の検討をしていますけれども、木材を利用する場合については、防腐剤等で耐用年数を長くするという観点から、そういう薬剤を使用しまして、耐用年数あるいは傷等がつきにくいような状態で施工していきたいということで、今検討しているところでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号 亶理町保健福祉センター施設建設基本構想及び基本計画についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 亶理町保健福祉センター施設建設基本構想及び基本計画についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時12分といたします。休憩。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第47号 平成28年度亶理町一般会計補正予算（第2

号)

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第47号 平成28年度亙理町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第47号 平成28年度亙理町一般会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

別冊でお配りの平成28年度亙理町一般会計補正予算書（第2号）をご準備いただきたいと思います。

初めに1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第47号 平成28年度亙理町一般会計補正予算（第2号）。

平成28年度亙理町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるということで、第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億1,315万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億2,623万4,000円とする。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものごさいます。

最初に歳出から説明申し上げますので、15ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、項目が多いために主に金額の大きいものを中心に説明させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

初めに2款総務費でございます。1項3目財政管理費。645万9,000円の追加補正でございますが、右の16ページの説明欄に記載しておりますが、財政事務経費におきまして、国の方針により各地方公共団体における統一的な基準による地方公会計の整備が義務づけられ、複式簿記の導入や固定資産台帳整備が必要となったことから、現在固定資産台帳整備業務を進めているところでございますが、この業務と平行して新たな地方公会計システムの導入及び統一基準に基づく財務書類の整備を行うため、今回業務委託料といたしまして645万9,000円追加補正するも

のでございます。

なお、この統一基準に基づく財務書類の整備業務については、今後2年間で実施するものとし、平成29年度の債務負担行為設定とするものでございます。

1項5目財産管理費につきましては、右の説明欄にございますが、町有林管理経費におきまして、東日本大震災の津波で流出した海岸防潮林の再生と緑あふれる沿岸部の再生を目指し、公益財団法人イオン環境財団の支援を受け、吉田浜海岸の町有林におきまして開催する復興植樹祭に要する経費として932万3,000円を追加補正するものでございます。この事業につきまして、今後3年間でボランティア延べ3,000人の参加により苗木3万本を植樹する計画となっております。

次に、17ページをお開きいただきたいと思います。

1項6目企画費につきましては、自治総合センターの一般コミュニティ助成金といたしまして平成28年度の事業実施に当たり、昨年10月号の広報におきまして公募を行い、今般浜吉田西区外3団体より応募があり、自治総合センターに申請を行った結果、浜吉田西区のみ本年3月末に交付決定を受けたことから、今回申請額250万円を補助金として増額補正するものです。交付先については、浜吉田西区で、近隣の東、北区と合同で開催予定の盆踊り大会の際に使用するアルミ製やぐら、紅白幕、照明器具の購入を行うものでございます。

1項12目基金管理費におきましては、東日本大震災復興交付金基金費として、今回第15回の東日本大震災交付金事業として申請中である水産業共同利用施設復興整備事業（放置艇収容施設）、いわゆる荒浜漁港フィッシャリーナ整備事業にかかわる復興交付金及び平成27年度の防災集団移転先団地土地売却収入を基金に積み立てするもので、積立金として合わせまして3億766万6,000円追加補正するものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費としまして、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業費において個人番号カード等の発行事務等にかかわる地方公共団体情報システム機構に対する負担金として476万6,000円追加補正するものでございます。

次に、19ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費の主なものにつきましては、1項1目社会福祉総務費においては臨時福祉給付金経費として、当初におきましては国で事業内容の詳細がまだ固まっていなかったことから、今回各給付支給に必要なシステム改修費や事務経費などを

含め3,649万2,000円追加補正するものです。

1項7目障害者福祉費におきましては、障害のある方が災害時や緊急時に周囲の配慮や手助けをお願いしたいときに提示するヘルプカードを作成し、必要な方々へ配布するための関連用品購入費として52万4,000円追加補正するものです。

21ページをお開きいただきたいと思います。

3項1目災害救助費におきましては、災害援護資金貸付金の償還金として2,130万円を追加補正するものが主なものでございます。

4款衛生費につきましては、1項2目予防費として母子保健対策経費において、子供を持ちたいと思う不妊に悩む夫婦を支援するため体外受精などの特定不妊治療費に対し、その一部を助成する不妊治療費助成事業補助金として200万円追加補正するものが主なものでございます。

次に、23ページをお開きいただきたいと思います。

6款農林水産業費につきましては、1項6目農地費におきまして、これも説明欄になりますが、多面的機能支払交付金事業費になりますが、交付金算定に用いる対象面積が農地転用等により減少したことと、災害復旧事業等によりまして保全体の活動ができなかったことにより剰余金が発生したことから、交付金返還金として519万5,000円追加補正するものでございます。吉田東部地区災害危険区域整備事業費については、亘理太陽光発電施設用地として、山佐株式会社で太陽光発電を予定している区域内において津波被害を受けた道路や排水路等の復旧工事を現在施工中でございますが、工事の進捗に伴い、山佐株式会社と協議の結果、これら施設の復旧におきまして追加工事が発生したことや、用地引き渡し後に造成工事が円滑に行えるよう除草及び流木除去作業等を実施することとなったことから、追加工事費として工事請負費4,000万円を追加補正するものでございます。吉田東部地区災害危険区域土地保全管理促進事業費については、吉田東部2期地区内の旧吉田野球場跡地に仮置きしている鳥の海湾内のしゅんせつ土について、今後ほ場整備の工事を進めるに当たり支障となることから、このしゅんせつ土を吉田東部災害危険区域内の友楽友輪公園へ移設する工事費として4,500万円追加補正するものと、移転先であります友楽・友輪公園が現在雑木林となっており、移設に際し支障木の伐採、伐根処分が必要なことから、これら業務にかかわる委託料として631万円追加補正するものです。

25ページをお開きいただきたいと思います。

3項3目水産業費復興事業費におきまして、水産業共同利用施設復興整備事業費につきましましては説明欄にございますが、東日本大震災の津波により甚大な被害を受けた荒浜漁港フィッシャリーナの実施設設計がこのたび完了したことから、今回復旧工事といたしまして4億68万円追加補正するほか、今回追加で行う管理倉庫の設計業務委託料として400万円追加補正するもので、復興事業費として合わせて4億468万円追加補正するものでございます。

7款商工費につきましましては、これも右の説明欄にございますが、公共ゾーン内の仮設店舗について、公共ゾーン仮設住宅の供与期間満了に合わせ撤去を行うため、解体工事費として3,570万4,000円追加補正するものでございます。

8款土木費につきましましては、2項3目道路新設改良費におきましては、生活道路である町道が狭隘なため、行政区から拡幅要望のあった町道2路線の道路改良工事を行うために必要な測量調査の委託料として1,200万円追加補正するほか、舗装事業費につきましても行政区から舗装要望のあった町道4路線の舗装工事費として1,680万円追加補正するものでございます。

4項6目復興事業費につきましましては、説明欄の次の28ページをごらんいただきたいと思います。

荒浜地区災害危険区域土地利用計画策定調査事業費において、荒浜大通線から荒浜雨水ポンプ場及び荒浜共同利用網干場への接続道路整備について、各エリアが固まったことから道路用地の確定測量業務にかかわる委託料として650万円追加補正するものと、防災施設整備事業費につきましましては、宮城県が整備を行う荒浜漁港西側の胸壁の災害復旧事業をアロケーション、いわゆる県と町との費用負担協議により、町が単独事業により県事業の3.6メートルに1.4メートルかさ上げし、5メートルの傾斜堤に整備するものでありますが、今回事業費の詳細が固まったことから、町単独分のかさ上げ工事にかかわる県への負担金として1億1,000万円追加補正するものでございます。防災広場整備事業につきましましては、亘理町津波避難計画に定める避難路沿いに、災害時に防災拠点として機能する防災広場を吉田地区と逢隈地区の2カ所に整備するものでありますが、その工事費として2億8,023万2,000円追加補正するものでございます。なお、この防災広場については地域の要望を踏まえ、平常時は多目的に使用できる防災広場としてそれぞれ整備

する計画内容でございます。

27ページの10款教育費につきましては、町内の各小中学校施設におきまして早急に補修工事が必要になった箇所が出たことから、2項1目学校管理費の小中学校施設整備事業費におきましては工事請負費として2,163万円追加補正するものと、3項1目学校管理費の中中学校施設整備事業費については1,017万円追加補正するものであります。

31ページをお開きいただきたいと思います。

5項3目保健体育施設費の運動場等管理経費におきましては、亘理中央地区工業団地内の緑地の有効活用を図るため、グラウンド整備を初め宮前仮設住宅解体後に復旧する宮前野球場の各ベースの位置などを定めるポイントの設置、さらには旧長瀬小学校跡地広場から近隣住宅への飛散防止のための防風ネット改修にかかわる改修工事等と合わせ、工事請負費といたしまして1,862万5,000円追加補正するものが主なものでございます。

5項4目海洋センター費につきましては、海洋センター事業費として当初予算で計上しておりました海洋センタープール管理業務委託料328万3,000円につきまして、プールの管理業務を直営で行うこととしたため、委託料を賃金及び報償費に組みかえるものでございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明しますので、9ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入でございます。

9款1項1目地方交付税につきましては、先ほど歳出で説明いたしました水産業共同利用施設復興整備事業費及び防災広場整備事業の町負担分に充てるため、震災復興特別交付税として1億4,292万1,000円追加補正するものです。

13款国庫支出金については、国庫補助金におきましては臨時福祉給付金補助金を初め、荒浜漁港フィッシャリーナ復旧事業に対する水産業共同利用施設復興整備事業交付金、さらには個人番号カード交付補助金などの追加補正と、当初予算で計上しておりました地域コミュニティ復興支援事業及び地域支え合い支援事業に対する交付金が県経由で交付されることとなったことなどに伴う減額補正を合わせまして総額3億935万8,000円追加補正するものでございます。

14款県支出金につきましては、2項1目総務費県補助金として消費者行政の推進

等に対する地方消費者行政活性化補助金及び地方消費者行政推進事業補助金、合わせまして238万8,000円を追加補正するものと、2項2目民生費県補助金におきましては、先ほど国庫補助金で説明いたしましたとおり地域コミュニティ復興支援事業及び地域支え合い支援事業に対する交付金が県経由で交付されることとなったことから、被災者支援総合交付金として3,842万円を追加補正するものでございます。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。

16款寄附金につきましては、全国の方々から復興のための寄附やふるさと納税として13件、総額で32万3,000円の貴重なご寄附を頂戴いたしました。改めてこの場をおかりいたしまして御礼申し上げたいと思います。

それから、17款繰入金につきましては、今回の補正に対する調整財源といたしまして3億4,413万5,000円を財政調整基金から繰り入れするものと、今回の各種復興交付金事業の財源として震災復興基金から5,762万9,000円を繰り入れするほか、次の14ページの説明欄をごらんいただきたいと思います。東日本大震災復興交付金基金から4億7,051万円を繰り入れするものでございます。

19款諸収入につきましては、地域のコミュニティ活動に対する自治総合センターコミュニティ助成金として、先ほど説明申し上げました250万円追加補正するほか、今回返還金が生じた多面的機能支払交付金について町内6地区の資源保全体からの返還金として692万5,000円を追加補正するものと、公共ゾーン内の仮設店舗撤去に対する仮施設有効活用等支援事業助成金として3,269万5,000円を追加補正するものが主なものでございます。

最後に4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 債務負担行為補正でございます。

今回については追加でございまして、統一基準に基づく財務書類作成支援業務について今後平成29年度までの2カ年で事業を実施するため、平成29年度における限度額を331万6,000円に設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 16ページです。2款1項5目03公益財団法人イオン環境財団であ

りますけれども、1990年に創設されてことしで25年。そして国内外に1,000万本の植樹をした。役員には当然のことながらイオン株式会社とか、三菱商事、味の素、みずほフィナンシャルグループなど、いわゆるイオングループで構成されている財団であります。震災復興の関連でありますけれども、なぜイオン財団は植樹を行うのか、その点について説明をお願いいたします。まず第1点。

2点目。18ページ。2款3項1目04ですけれども、今回平成28年度476万6,000円の増額なんですけれども、増額した理由、まずその点について説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） イオン環境財団からの植樹の申し出でございますが、東日本大震災で流出した海岸防災林の再生と緑あふれる沿岸部の再生を目指し、植樹を実施するものでございます。みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動ということで宮城県、イオン環境財団、そして亘理町の三者で協定を締結し、植樹をする計画でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 住民基本台帳ネットワークシステム整備の負担金、通知カード・個人番号カード関連事務に係る負担金でございますが、10ページでございますけれども、これが歳入におけます当初予算が312万3,000円とっておりました。その額の確定通知が来まして788万9,000円となりました。それで、その差額分として476万6,000円を今回追加補正するという内容でございます。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 私が聞いたのは、なぜ公益財団法人イオン環境財団なのかという答弁、今のは町と締結したという話であって、私はなぜイオン財団なのかということを知っているのだから答弁をお願いいたします。

次、22ページ。4款1項1目03。これは1万8,000円ですけれども、多分山元町と一緒に負担すると思うんですけれども、この負担割合はどうなっているのか。

もう一点、26ページ。6款3項3目06。フィッシャリーナについては、震災前は荒浜漁港に指定管理をしておりましたけれども、今後は管理運営はどうするの

か、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） イオン財団関係については、さきの平成26年1月にみやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動実施要領というのが制定されております。それで、その中で被災地の支援事業ということで、このイオン財団につきましてはこの内容、いわゆる被災者支援ということでその活動について賛同を受け、イオン財団が今後3年間にわたりまして支援をしようということで、我々職員についても5月の連休の際に千葉県の植樹式に招待を受けたんですけれども、そういったことからイオン財団としては特に亘理町に被災地支援をしたいということで始まった事業でございます。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 22ページの保健衛生事務経費19負担金の宮城病院医師確保に係る負担金1万8,000円の負担割合というご質問でございますが、これは宮城病院の医師の確保ということで、今回薬科大学に医学部が開設したということに伴い、準公立病院に値する宮城病院に対して賛助会員にという話がありました。賛助会員になると12万円の負担を強いられまして、昨年10月に宮城病院との連携協定を山元町と三者で結んでおります。その関係で、宮城病院に対しての医師の確保の負担金という協議がございました。12万円のうちの2分の1は宮城病院が負担する。残り6万円については宮城病院を利用している各町の患者割合で負担しましょうという協議がありまして、残り6万円の負担割合は患者割りで7対3ということになりまして、亘理町は1万8,000円の負担となったところです。

以上です。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 荒浜漁港フィッシャリーナの管理につきましては、震災前と同じように漁協に指定管理でお願いしようと考えております。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 最後になります。32ページ、10款5項3目08。中央工業団地の多目的ホール、グラウンドに今仮設住宅がありますけれども、どこにグラウンドをつくるのか、位置だけ述べてください。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今の仮設住宅の西側、今若干草が生えておりますが、県から開発行為で緑地というところで認可されたところで、緑地が約3ヘクタールほどありますが、その一部を使いまして公園整備するというので、この内容については開発行為ですので、県とも協議の結果、緑地について公園化することについては問題ないということで回答を得られましたので、今回予算を計上して、今後公園化するものでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 32ページでございます。10款の海洋センター事業の海洋センタープール管理業務、328万3,000円が減額されているわけですが、昨年までユーススポーツへ委託されていたかと思えますけれども、なぜ直営で行うのか、まずそのところをお聞きいたします。

あともう一つ、16ページです。ただいまの吉田浜町有林の植樹祭のことでございますけれども、この植樹祭で町有林を植栽する面積。あと、この吉田浜町有林で、植樹祭計画の全体の何%ぐらいになるのか。まずそのところをお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） 海洋センターのプールの管理につきましては、先ほど議員がおっしゃるとおり、昨年について申しますとピュアスポーツで委託業務として受けていただいております。ことしについても、予算計上している段階についてはもちろんその会社で受けていただくということだったんですが、募集してですね。ただ、今回については、この業務について応募してくる業者がなかったものですから、急遽直営でプールを開くとなったものでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 吉田浜に植樹する場所でございますが、場所につきましては吉田浜児童遊園というところがあったんですけれども、その南側から町境までの間の町有林が5.1ヘクタール、それから県有林も6.2ヘクタールということで、これを3年間で実施するということです。合わせて11.3ヘクタールになりますが、これをことしは4.3ヘクタールを植樹したいと考えております。それで、町有林に

つきましては、大畑浜、吉田浜合わせて約50ヘクタールでございますので、そのうちの町有林分としまして、約5.1ヘクタールということでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 海洋センターのプールは応募がなかったということでございますが、プール監視は大変重要な役割を担っているのかなと思います。というのはプール利用者の安全、また衛生管理、今まで民間ですとその辺のノウハウを持っていたかと思うんですけれども、その辺の研修ですか、例えばねじの緩みとかふたの緩みとかで事故等が発生している事故があるわけですよね。そういうことのないように、今後その辺、十分な研修とかをお願いしたいなと思います。

それと、町有林の植栽ですけれども、開催はいつされるのかということでございます。それと、岩沼市がこの前新聞なんか載っていたんですね、千年希望の丘の植樹祭。植樹祭は、本数が10万本で参加者数が1万2,000人ということからすると、今回の3,000人、そして3万本ですか、規模が、面積があちらは6.8ヘクタールと聞いております。こちらが11.3ヘクタール。今年度ですと、4.3ヘクタールということでございますけれども、やはり隣に負けないように大々的に全国の方に呼びかけをするのも、その辺の考えはどうなのかお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） まず、日にちについてお聞きしたところ、10月第1日曜日に植樹祭を実施する予定ということで伺っております。

それから、植林事業については今現在国の林野庁が主管で国営林と、県でも植樹しているようでございますが、あくまでも管理主体、国有林のほうが今メインで動いています。それで、町の事業については今現在グリーンプロジェクトも活動していただいて植林していただいているということで、国有林とあわせまして、他の市町村もそうなんですけれども、やはり国有林の面積が大きいものですから、林野庁事業とあわせまして町でも進めていきたいということで考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） 先ほど議員がおっしゃって、直営になったときに心配される

のは、その安全管理ということなのですが、施設面については十分時間をかけて点検等を行っております。

それから、監視業務につきましては、有資格者、要するにここでいう資格なんです、日本赤十字社が認定する水上安全指導員または救助員、または同等の有資格者ということで、こちらについては確保しております。そのほかに夏休みに入る前については、2名ずつ補助員と一緒に、要するに有資格者1名と、資格はございませんが補助員2名で3名体制で行っております。夏休み中につきましては補助員を1名ふやしまして、有資格者1名、そして補助員を3名ということで万全の体制、そして設備について、衛生面についてもきちんと実施していく。実際していますが、今後も9月の初めまで開設しておりますので、その点については十分注意を払いながら安全を確保していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 済みません。先ほどの説明に補足しますが、町有林についても国の林野庁の事業でやっておりますので、あわせて追加ということで説明申し上げます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありますか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） まず、20ページのヘルプカードについてお尋ねいたします。

このヘルプカードの周知、それから配布の方法を教えてくださいたいと思います。

あと、22ページ、不妊治療についてお尋ねいたします。

この不妊治療についてしっかりと町民の方にもきちっと周知しなくてはならないと思うんですけれども、あわせて一番近い婦人科の病院とか、あと県とかいろんな部分で周知を図っていく必要があると思います。あと、収入はご夫婦合わせて多分730万円ぐらいなのかなと思いますけれども、そういう具体的なきちとした項目を広報とかホームページでこれから周知していくのかなと思いますけれども、そこら辺についてお願いしたいと思います。

あともう一つ、24ページ。太陽光発電4,000万円、これをしますと今度売り払う時期はいつごろになるのでしょうか。大分時間がかかっているような気がします

けれども、この復旧工事の4,000万円できちっと整備をされて、そして売却の時期、この3点についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） ヘルプカードの周知方法ですが、こちらもやはり町の広報紙、またはホームページ等で周知していくようになるかと思えます。それと、配布方法につきましては役場、福祉課窓口はもとより、各交流センター、あとは図書館の窓口等を活用させていただいて、そちらで配布をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 不妊治療の周知、広報でございますが、こちらにつきましては、まず7月1日号の広報、それからホームページに早速掲載するように準備を進めております。また、一番近い病院といたしましてはスズキ記念病院が県から指定されている病院でございますので、そちらの病院にもポスター等を張らせていただくようお願いに参りたいということが一つと、それから、この助成事業は県に申請して認められた方が対象になるところなので、県の申請先、近いところ、亘理町は塩釜保健所の岩沼支所が窓口になるところなので、そちらにもチラシ、あとポスターなども張らせてもらうように準備をしたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 太陽光用地でございますが、農地の分と防集買い上げ地になります。農地の分、約63ヘクタールだったと思えますが、その分につきましては山佐株式会社から亘理土地改良区に2億数千万円だと思ったんですけども、2月ぐらいに入金されております。その額につきましては、その土地が確定しましたらば農家に支払われるということになっております。あと、防集買い上げ地につきましては、その防集事業が終了ということになってから町に支払われるということになっていると思えます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ヘルプカードとかいろんなカードがよく役場の棚とかに入っているんですけども、ぜひ声がけをしていただきたいと思います。来た方、障害のいろんな部分の手续に来られた方とか、ご相談に来られた方に、これもありますよと言言っていたと、せっかくなのでしっかりと活用していただきたいと思います。

あと、不妊治療については今回町で助成をするということで、この間答弁でもいただきましたけれども、町で結構な数の方が今治療しているというのが現状ですので、1年間に何回町ではこの助成、10万円という金額をこの間示していただきましたけれども、この部分をちょっともう一回お聞きしたいと思います。大きな力になると思いますので、お願いしたいと思います。

あと、今の太陽光発電、わからないんですけども、土地改良区にきちっとお金をもう納めていらっしゃるんですか。そこら辺がちょっとわからなかったものから、じゃあお金を納めていて最終的な部分で太陽光発電が設置されるようになるのは、目に見えて形になるのはいつごろになるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 大変失礼いたしました。不妊治療の助成内容でございますが、県で助成を受けた方で、治療の内容によりまして、県で15万円の助成を受けた方に対しては10万円の助成、県から7万5,000円の助成を受けた方に対しては、5万円の助成と要項を定めております。今回の予算につきましては、10万円掛ける20人分を想定いたしまして、200万円の予算を計上したところです。

以上です。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 太陽光用地につきましては、今町側で整備をしているところと、あと本格的に山佐で工事着手ということになると思います。今現在では7月から工事着手、安全祈願祭をしたいということで情報はあるんですけども、営業の開始に当たっては、平成30年4月からということの計画でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 同じく24ページになります。太陽光発電関係です。今回、追加工事で4,000万円ですね。その前に山佐さんからは、昨年12月定例会のときに寄附金

として毎年750万円、20年間で1億5,000万円いただくこととなっている旨の説明がございました。今回追加で4,000万円で、昨年の9月の定例会で工事費、整備費ですか、8,600万円、合計で1億2,600万円となります。寄附1億5,000万円いただきまして、亘理町としてその整備の経費として1億2,600万円出すわけですけれども、その辺に関して町としてどう考えていますか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 確かに750万円で20年間で1億5,000万円。そのほかの町のメリットとしましては、そこに対する土地の固定資産税等、器具等も含めてその辺を考えますと、試算で出しますと十何億円とお話ししました。そういった将来性のことも考えますと、やはり今回協議の結果4,000万円でいわゆる道路、水路整備、主に内容としてはその水路の末端の整備ということで、将来とも水はけが悪くとも水はけが悪いとうまくないということで、水路、側溝とも含めての協議でございますので、その辺も考慮しますと、周辺の農地に与える影響も考えますと、やはり町で資するものもやむを得ないということで、協議の結果、今回資するものでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 固定資産税はそこで営業すれば必ずかかるもので、町とすれば必ずもらえるもので、それは亘理町の恩恵とは余り考えなくてもいいのかと思うんですよね。今回はやはり別枠の町民に対するメリットとして750万円掛ける20年で1億5,000万円という一つのセールスポイントといいますか、そういうのがあったのかと。多分議員の皆さんもそう思っていると思うんです。1億5,000万円、基金として農業振興に使うとなっていましたけれども、今言ったように1億2,600万円出しますと、2,400万円、単純に。そうすると20年間で毎年120万円なんです。120万円にしてもいい寄附なんですけれども、やはり20年の1億5,000万円という一番のセールスポイントみたいな形でやったのが、差額を引くとそれしか残らないということなんです。財布は別にしても、結果的にプラスマイナス引けば、農業振興費に毎年120万円しか使えないということなんです。もう少しその辺、まあ、1億2,600万円もそうですかと言って出すべきな金額なのか、それとも工事費の経費は折半で出させてもらおうとか、そうすべきじゃないのかなと私は思いますけれども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 当初、協議の中では道路及び排水路については土側溝という計画で整備予定だったんですけれども、現場を町でも見た結果、地下水が高いということが判明しましたので、その点を考えましてやはり山佐さんだけでなく私有地のほ場整備の区域等も含めるんですけれども、農地、それから一部集落が残っていますので、その辺の末端の集落を考えますと排水路、道路整備の変更は必要ではないかということです。確かに金額のプラスマイナスがあるかもしれませんが、そういった実際の現場精査の結果です。それから、将来的には固定資産税は関係ないと言われましたけれども、そのほかにも町自体のメガソーラーという一つのインパクトの材料も考えますと、目に見えない効果もあるのかなということで、公共性、それから将来性も考えて今回協議して決定したものでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 別にメガソーラーは、今インパクトはないです。各地でやっていますし、そんなにメガソーラーをつくったから亘理が活性化するかどうかというのはちょっとクエスチョンマークなんですけれども、基本的にはその1億5,000万円をもらって1億2,600万円を出すそのものが、ちょっと情けない話し合いだったのかなと思うんですね。例えば協議の中で、これはいただくものだから750万円を1,000万円とか1,200万円くださいとは言えないかもしれませんが、やっぱりその辺のもらったことに対しての経費の話が、しっかりして見るべきだったのかなと思うんですね。どうですか。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長（三戸部貞雄君） ただいまの質問の中身の話なんですけれども、この路線の排水路整備というのは、下流と上流部があるわけなんですけれども、そのメガソーラーの用地が、ほ場整備の区域整備計画の中でその土地をとったのは中間なんです。そうすると、ほ場整備事業では上流部の区域と下流部の区域の路線分しか採択にならなかったということなんです。なぜかと言いますと、区域外になった分の工事費用は誰が負担するのかがとなりますと、原則的には受益者なんです。基本的には。すると、本来はそれは1本でつながらなくてはならない

路線なんですけれども、ほ場整備事業では上流部と下流部のほ場整備区域の中しか採択にならなかったものですから、本来であれば中間に残った水路の整備というのは、当然利益を含んでいるのは西側の分の面積が全てに入ってくる水の堰ですから、当然1本の整備としては、最終的には町が負担しなくてはならないのかなという考え方なのかな。ですから、これがほ場整備事業と一体的に広い農地を創出しているわけですので、それがその制度の中身で国の事業のほ場整備から除かれたために、その残った分の真ん中の水路をほ場整備でつくる下流の水路と上流部の水路を接続するんだという考えなんです。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 10款5項3目、31ページ、32ページです。教育費。先ほど、ちょっと質問で回答があったんですが、この工業団地内多目的広場等整備工事なんですけれども、こちらは仮設の西側に整備されるということだったんですが、この大きさとか、どういう仕様の整備をされるのかというのと、これは町長提案理由の中においてグラウンド等整備ということになっているんですけれども、グラウンドとしての位置づけでの整備なのかという3点、お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 工業団地内のグラウンド整備については、工事内容を申し上げますと、主にグラウンド整備とトイレです。グラウンド整備については2面、これについては60メートル掛ける40メートルの2面、それから駐車場として60台から70台ぐらい収容できる駐車場、それから通路と今申しあげましたトイレ1カ所と合わせまして下水道の延伸ということで50メートル。この整備を見ております。このグラウンドについては、主にグラウンドゴルフを今やっていますけれども、それが今現在なかなかやる場所がないということで、グラウンドゴルフの協会からも要望があったこと。それからグラウンドゴルフ整備だけじゃなくて多目的な利用ということで、主にゲートボールもそうなんですけれども、そのほか工業団地内ですから、その企業の方々が利用できるようなグラウンドということで、これについてはまだちょっと未定なんですけれども、企業の方々にもこの内容を説明して、もし賛同いただければ使用するかわりに幾らかの寄附金をいただくとか、そういったことも今考えを持っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 16ページの中段の財政事務経費です。委託料、ここに今回新たに新地方公会計システム導入委託料と、統一基準に基づく財務書類作成支援業務ということで計上されておりますが、この今回の予算は2年間の債務負担というご説明がございました。これは何年度から作成していくわけなんですか。

そして、もう一点。これを作成することによって、本町のどういったことがわかって、どういったことが改善されていくのかご質問します。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、平成27年度の1月付で総務大臣から通達がありまして、各地方公共団体においては統一的な基準、それから地方公会計の整備が義務づけられております。それで、これによりまして発生主義、それから複式簿記の導入、それから固定資産台帳の整備、比較可能性の確保を促進するとしておりまして、各地方公共団体におきましては、平成27年度から平成29年度の3年間でこの財務書類関係の作成をしまして、今後の予算編成に活用することとされております。ただし、やむを得ない場合、間に合わない場合についてはおおむね5年間の整備ということで、そういう規則もありますけれども、本町におきまます公会計整備については、平成27年度から必須事項であります固定資産台帳の整備、現在着手しておりまして、平成28年度まで完了予定でございます。

今回の固定資産台帳と平行しまして今回の要求については、各種財務書類の整備を実施するものでありまして、平成28年度におきましては、現行の財務会計システムに新地方公会計システムを追加導入することとあわせまして、平成29年度末までの2カ年間で統一基準に基づく財務書類作成支援事業の委託を行うものでございます。これについては、財源措置については平成29年度まで特別交付税措置があるということではございますが、措置率については現在未定でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） そうしますと、平成30年度には各書類等が完成いたしまして、平成29年度に完成して平成30年度には予算編成並びにここにおける予算審議ですか、決算審議、そして監査等に確実に反映していく重要な書類、帳簿類ということで

理解してよろしいわけですね。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、先ほど申し上げましたように特別な理由がある場合、おおむね5年間ということで、他の自治体におきましていろいろ見ますと、やはりまだ着手していない自治体もございます。ということで、町の目標としては平成29年度ですが、やはり整備が進まない場合については若干延びる可能性もありますので、今現在、確実に平成29年度までというのはちょっと言えませんが、町としては努力目標として平成29年度まで努力してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 16ページ、02-01-01-04ですけれども、大分県日出町及び熊本県産山村の見舞金なんですけれども、日出町はわかるんですけれども、産山村というのは亘理町との関係が何かあるのかなというのを1点お聞きしたい。

それから、18ページ、一番上の02-01-06-03ですけれども、一般コミュニティの助成金、浜吉田地区ですが、この助成金というのは縛りというのはないのか。何に使ってもいいお金かどうかというのをちょっとお聞きしたいのと。

3点目、20ページ、先ほど出ました一番下のヘルプカード、この枚数だけちょっとさっき出てこなかったもので、この枚数についてお知らせ願います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 1点目の産山村に対する見舞金の関係でございますけれども、東日本大震災のときに本町に対しまして熊本県の市町村3カ所から支援いただいたところがございました。それで、その中でいろいろ電話で被害状況とか確認をさせていただいたんですが、産山村だけ全町的に避難勧告をして避難しているということで、当時3・11のときに食料等、水等を大量にいただいたということで見舞金を出したところでございますが、場所的には大分県との県境のあたりの村ということでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 2点目のコミュニティ助成事業でございますが、これについ

ては宝くじの社会貢献広報事業の一環ということで、コミュニティ活動に必要な備品、それから集会所施設の整備、安全な地域づくり等の必要な事業と認められた場合、事業として助成金が来るものでございます。このメニューの中の今回の一般コミュニティ助成事業については、住民が主体的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業ということで、対象となる助成金の額については100万円から250万円までの10万円単位でございます。

今回の申請については、吉田浜西区、それから近隣合計3区の合同で行う盆踊り大会がコミュニティにふさわしいということで、さらに津波被災によりまして盆踊り大会のやぐらが流出されたということのを考慮しまして、今回コミュニティ助成金が認められたようでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） ヘルプカードの配付枚数でございますが、1,500枚を予定しております。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） その1,500枚というのは、どこから持ってきた数字といたしますか、根拠というか、そういうのがあればちょっと教えていただきたい。

それから、24ページ、先ほどからの太陽光の関係ですが、これは追加工事ということなんですけれども、前にやった工事じゃなくて追加工事になったのは何なのかというのがお聞きしたい点。

それから、最後になりますけれども、28ページ。これは08-04-06-67です。この防災広場整備工事です。

逢隈地区と吉田地区につくるわけなんですけれども、この管理運営はどこでやることになるのか。それと、遊具がこの中に入っていないけれども、地域に開放するという事だったので、それをつけると支障か何かがあったのかどうか、その点。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） ヘルプカード1,500枚の根拠でございますが、支援を必要とする方が外出したときに、どういう支援をしていただきたいかということを書いて持

ち歩くカードになります。これにつきましては、一見して外見からなかなか支援が必要だということがわからない方々が対象となろうかと思えます。例えば妊娠の初期の方とか、あと認知症の方とか。あとは例えば障害をお持ちの方でも耳の聞こえない方とか、そういう方が対象になろうかと思えます。そのような方々を対象にして見てみますと1,500枚ぐらいが必要なのかなということで、1,500枚ということで準備しようかなと思っているところでございます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 太陽光用地につきましては、まず追加工事でございますが、水路において堆積物を取り除いたところ、その水路が傷んでおったということでございますので、そこに排水フリームの設置、そういったものを延長200メートル。それから道路復旧工事においても延長で約500メートル。それから除草工事も含めて4,000万円ということの補正でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） 防災広場の中に遊具というのをどうして設置しないかという内容でございますが、こちらの工事につきましては、復興交付金で整備するものでございます。そちらの中に遊具を設置するというのは認められておりませんので、遊具は設置しないということでございます。

管理運営については、管理については生涯学習課でやりますが、一部除草とか、あとトイレの清掃についてはシルバー人材センターに委託して管理する予定でございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 14ページです。繰入金。諸収入の⑮多面的機能支払交付金返還金、せっかく交付したのに受け取らないということなんです、この692万5,000円。町内6地区だということなんです、具体的な場所はどの場所なのか。そして、なぜ返還になったのか、その辺、まずお聞きします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 多面的機能支払交付金返還金でございますが、まず、理由につきましては先ほども企財課長から述べましたが、農地転用や公共事業によりま

して、用地売却により面積が減少したこと。それから災害復旧事業で保全体の活動、草刈りそれから売り払い等ができなかったことが理由でございまして、まず、逢隈北部地区資源体につきましては金額で1,343円、逢隈南部はなしでございまして、亘理地区資源保全体が2万4,300円、荒浜地区資源保全体が210万525円、吉田西部地区資源保全体が3,848円、吉田東部地区資源保全体が306万4,444円。合計しますと519万5,000円でございます。これが返還されるわけでございますが、こちらの雑入でございますが、692万5,000円でございます。これにつきましては、その差額分につきましては173万円でございますが、その分につきましては町でも事業費の12.5%の負担をしていますが、その分が町に返ってくるということでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 理由は、ほ場整備の関係、あるいは買収の関係、いろいろあるということなんですが、私が心配しているのは人手不足になって、せっかくこういう町をきれいにする草刈りとか、売り払いとかこういったものができなかったのかなという心配があるんですが、その辺の心配はないのかどうか、ちょっと教えてください。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 今回平成27年度返還金ということで発生しましたが、平成28年度につきましては4月、5月におきまして各資源体で検討委員会等を設けまして、どのように農地を保全していくかということで検討会を数回開催しておりますので、今後改善されていくと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） もちろんそういったことを検討していくということなんですが、一番心配なのは、住民の生活における町民サービスの低下はあってはならないと思うわけでありますが、その辺は心配ないですか。どうですか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） その辺も含めまして各資源体で検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

- 1番（鈴木高行君） 太陽光のことで聞きますけれども……（「何ページ」の声あり）24ページ。これは全体面積が63ヘクタール。パネルを設置する用地だと思うんだけど、この用地全体を設置するまでの整地、全体の工事費というのはどのぐらいが積算されているのか。その全体の積算のうち、亘理町が負担する分は幾らか。山佐が負担する分は幾ら。総体の整備費から持って行って、その負担割合とか。当初の立地協定のときはどのような協定を結んでいるか。その辺の内容を伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 太陽光パネル設置に係る盛り土については、山佐株式会社で全額整地予定です。町の復旧事業ということで、今現在津波で被災を受けました元パイロット用地ですので、その中の道路、それから排水路の復旧工事ということで当初で上げていまして、協定の中でもそういうことで進むということで両者の上で今施工しているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

- 1番（鈴木高行君） 私が言いたいのは、亘理町が1億2,600万円で済むのか、最終的に全部終わったとき。盛り土は山佐さんがするけれども、そのほかの追加工事とかなんとかいろいろ見れば、当初の全体の整備費というのはさっき答弁になかったけれども、それから追って行って亘理町の負担1億2,600万円というのは何%だ。そういう負担割合を求めてこの積算1億2,600万円というのは出てくると思うんですね。だから、全体工事費が出てこない亘理町の応分の負担なのかというのはわからない。そういうことを私は聞いています。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今、山佐さんで独自に行う盛り土工事について業者の中で金額等に経費も含めた協議をしています。繰り返すようではありますが、町の負担については災害復旧工事ということで負担割合云々ではなくて、今まであった道路、それから排水路の復旧をするのに要する費用ということで算出して、それで今、工事発注して、最終的に工事の変更という形になると思うんですけれども、

今回4,000万円追加してということで、最終的にはこの金額で町としては整備を終わらせたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 今、盛り土の積算は山佐さんが業者に依頼して積算しているという話なんですけれども、多分JVで積算して随契で出すような形になるんだろうと思うけれども、競争ではなくて山佐さんに出すのであれば。そういう形からすれば、町だって山佐が出す工事高というのはどのぐらいか把握していても不自然ではないんだね。そういう面から全体の盛り土を含めた工事費のうち亘理町がその排水路工事を請け負うのかもしれないけれども、そうすると、このぐらいの負担が亘理町にあっても仕方がないのかなという判断をする材料として。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 山佐さんからお聞きしているのは180億円です。今現在企業さんと調整して、その金額について上限、今やはりなかなか億単位の金ですので、ちょっと時間を要しているということであります。

それから、JVについてはあくまでも山佐さんが事業主体なので山佐さんで決定するんですけれども、今のところお聞きしますと、やはり地元企業優先ということで、町内の業者さんを優先的に発注したいということで考えています。ですから、JV等をまず抜きにして地元企業優先で考えたいという話は聞いております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 28ページ、10款3項1目7節でございます。施設整備事業費ということで、1,017万円、こういう金額が出ておりますけれども、この工事請負費が、亘理中学校の校舎内壁クラック改修工事とございますけれども、これは、外壁はどうなっているのか、それを伺います。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 今現在確認されているのは内壁クラックでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今確認されているのは内壁ということですが、やはり内壁ということは外壁にもクラックが生じていると私は思うわけですね。そうすると、やはり順序としたら外壁から直していかないと、内壁から直していったら大雨が降った場合、今度は雨漏りします。そういったところもやはり考えなければいけないんじゃないかと私は思うわけであります。

それから、もう一つ。外3件施設改修工事等とございます。この3件を教えてくださいいただけますか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 今の工事内容につきましては、工事関係者といろいろ打ち合わせをしながら対応していきたいと思っております。

それとあわせて外の工事内容でございますけれども、亙理中学校の体育館のドアが壊れましたので、ドアの改修工事に66万5,000円、それから同じく亙理中学校でございますけれども、1階廊下の天上にちょっと水漏れが発覚したのでその修理、これは39万7,000円で小額でございますけれども、そういった工事です。それから吉田中学校の消防点検の際に高圧電気の改修工事が必要ということで今回計上させていただいております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今、1階廊下に水漏れがあるということを言っておりました。これは、どこから漏れているかわかりませんが、やはり外壁から、外部から漏れるということもございますので、やはりそのところをよく見ていきませんと、いくら中側だけを直しても今度は外側を直しませんと、どんどんどんどん水が入ってきます。そういったところをよく確認していただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） おっしゃるとおりいろいろ確認をしながら対応していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号 平成28年度亶理町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 平成28年度亶理町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時25分といたします。13時25分まで休憩。

午後0時25分 休憩

午後1時22分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第48号 平成28年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第48号 平成28年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 議案第48号 平成28年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

別冊の補正予算書をお願いいたします。

初めに1ページをお開き願います。

議案第48号 平成28年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万8,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ48億808万3,000円とする。

歳出よりご説明いたします。

10ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、8款1項1目特定健康診査等事業費におきまして、当初予算で計上しておりました栄養指導委託料105万円を賃金に組み替えるほか、保健指導訪問時に最新の健康医療情報等を提供し、より効率的な保健指導を行うために導入するタブレット端末4台のリース料といたしまして45万8,000円と関係手数料といたしまして15万円、合わせて60万8,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、歳入の8ページに戻ります。

今回の財源といたしましては、6款2項2目財政調整交付金に同額60万8,000円を追加補正するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 11ページです。8款1項1目02、タブレット端末のリース料なんですけれども、どの会社にリースをするのかわかれば答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 業者につきましては、これから見積もりを徴収しまして決定しますので、今のところは未定でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号 平成28年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 平成28年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第49号 平成28年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第11、議案第49号 平成28年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、平成28年度亙理町介護保険特別会計補正予算書（第1号）をご準備いただきたいと思います。

初めに、1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第49号についてご説明申し上げます。

議案第49号 平成28年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,005万円とするものでございます。

それでは初めに歳出からご説明させていただきますので、10ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正ですが、認知症の早期発見、早期治療の重要性と認知症を町民の方々に正しく理解していただくため、タッチパネルにより簡単に物忘れのチェックができる機器を整備するものでございます。当初、整備につきましてはリースということで考えておりましたが、購入ということでも補助対象となるということがわかりましたので、経費節減を図るため一括購入とするものでございます。このため、4款2項5目任意事業費として45万6,000円を追加補正するものです。その内訳といたしまして右側のページに説明がありますが、機器リース分として計上していた14節使用料及び賃借料の15万6,000円を減額しまして、18節備品購入費で

機材購入分として56万2,000円を追加し、あわせてプリンターのインク代として11節需用費5万円を追加するものでございます。

また、5款1項1目基金積立金でございますが、補助金増額分で差額が生じたということから10万3,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、8ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の補正ですが、歳出でご説明申し上げました機器購入に係る分で国、県の支出金、地域支援事業繰入金のルール分として総額35万3,000円を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 11ページです。5款1項1目01。基金を取り崩すと、出納閉鎖後の現時点での基金の残高は幾らですか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 基金というのは、介護保険給付費準備基金のことでよろしかったでしょうか。現在は、1億656万1,000円の残高となっております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号 平成28年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 平成28年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（固定資

産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例)

議長（佐藤 實君） 日程第12、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部清茂君） それでは、承認第2号についてご説明申し上げます。

議案書が16ページでございます。

新旧対照表は10ページになります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

平成28年3月31日、固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

17ページが専決処分書になります。

専決処分書。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、固定資産評価の審査の申出等の平成28年4月1日以降の適用区分の改正が行われたことに伴い、固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するというもので、18ページに条例の改正内容が載っております。新旧対照表でご説明しますので、10ページをごらんいただきたいと思っております。

今回の条例の一部改正ですが、2条立てで改正を行うものでございまして、1つが固定資産評価審査委員会条例。それから行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の改正ということでの2本立てでございます。さきの3月定例会で国の準則に基づきまして改正を可決いただき、4月1日から施行することとしておりましたが、条の追加などによりまして表現を改める必要がありましたので、今回固定資産の条例ということで、新旧対照表の10ページになりますけれども、前3条を第8条から第10条に改めるものでございます。

また、次の11ページの新旧対照表でございますが、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部改正ですが、こちらにつきましては、固定資産評価審査委員会関係部分の審査の申出の関係におきまして適用区分を明確にするため改正するものでございます。具体的には平成28年4月1日以後の地方税法の第411条第2項、それから第419条第3項の関係の公示、それから417条第1項公団の通知がされる場合については、新たな改正の分の適用になりますけれども、それ以前の公示等については従前の例によりますよという規定でございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第13 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町
町税条例等の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第13、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（西山茂男君） それでは、議案書19ページをお開きいただきたいと思います。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

平成28年3月31日、亘理町町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

議案書20ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、町民税法人税割の税率の引き下げ、修正申告等の場合における延滞金の算出方法の変更、また軽自動車税における環境性能割の創設等の改正が行われたことに伴い、亘理町町税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

議案書が21ページからになります。

新旧対照表につきましては12ページ。

まず、議案書の21ページをお開き願います。

平成28年度の地方税法の税制改正は、法人税改革として法人事業税の所得割の税率の引き下げ、法人住民税の法人割の税率の引き下げ及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止、あと、自動車所得税の廃止に伴い自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入等が講じられたものでございます。今回の改正につきましては、総務省からの準則に倣い行いました。

要点で説明をさせていただきたいと思います。

別冊でお配りしている要点、まず1ページをお開きいただきたいと思います。

18条の2災害等による期限の延長は、行政不服審査法の改正に伴う文言の修正で、施行日は平成28年4月1日からになります。

続きまして、第18条の3納税証明の事項につきましては、今回の税法改正におきまして軽自動車税が環境性能割と種別割に改正されたことに伴いまして現在の軽自動車税を種別割に改正するものでございます。施行日については平成29年4月1日になります。

続きまして、新旧対照表13ページになります。

第19条納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金につきましては、軽自動車税の環境性能割が申告納付によるものに当たるため今回追加をするものでございます。第2号、第3号は軽自動車税の環境性能割に係る申告納付部分を追加し、第48条第1項の規定を削除し、新たに第5号、第6号で第48条第1項に係る規定を追加するものでございます。施行日については平成29年4月1日。環境性能割の部分が平成29年4月1日で、それ以外は平成29年1月1日になります。

続きまして、新旧対照表が15ページになります。

要約書はそのままでございます。

第34条の4 法人税割の税率。

今回の地方税改正によりまして現行の税率9.7%を6.0%に改正するものでございます。なお、法人住民税の税率の引き下げによります減収分につきましては、法人事業税の一部を市町村に交付し、補填する措置が講じられることとなっております。平成29年4月1日の事業開始分からの適用という形になります。施行日については平成29年4月1日でございます。

続きまして、第34条の7 寄附金税額控除は、県税条例の寄附金控除団体の取り扱いが拡充されたことによりまして県税条例に倣い町税条例を改正するものでございます。こちらについては、今まで「県内に主たる」事務所とあったものを「県内に」という形に改正をするものでございます。施行日につきましては平成28年4月1日になります。

新旧対照表16、17ページになります。

第43条普通徴収に係る個人町民税の賦課後の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収。

第1項につきましては、文言の修正でございます。

第2項、第3項は、第4項の新設に伴う文言の整理になります。第4項につきましては当初申告に対する減額更正のうち、修正申告、増額更正があった場合、その納付すべき税額に達する分について一定期間、延滞金の計算期間から除外する規定でございます。第1号は、各納期限の翌日から減額更正による納税通知書が発付される日までの期間を控除する規定。第2号は、減額更正により納税通知書が発付された日の翌日から起算して増額更正により変更された納税通知書が発付

する前の期間を控除する規定でございます。施行日が平成29年1月1日になります。

要約書が2ページになります。新旧対照表が18ページからになります。

第48条法人町民税の申告納付。

第3項、第4項につきましては、文言の整理に伴う修正。第5項につきましては、当初申告に対する減額更正のうち、増額更正があった場合、その納付すべき税額に達する分について一定期間、延滞金の計算期間から除外する規定でございます。

第5項第1号は、当初申告により納付日の翌日から減額更正の通知の日までの期間を除外する規定でございます。

第5項第2号は、減額更正の通知の日の翌日から修正申告に係る更正の通知日までの期間を控除する規定でございます。

第6項、第7項は第5項の新設による項ずれを修正するものでございます。施行日は平成29年1月1日になります。

続きまして、新旧対照表が20ページになります。

第50条法人町民税に係る不足税額の納付手続。

第2項、第3項は文言の見直しによる修正でございます。

第4項は、当初申告に対する減額更正のうち、修正申告・増額更正があった場合、その納付すべき税額に達する分については一定期間、延滞金を控除する規定を新たに追加するものです。

同項第1号は、当初申告による納付日の翌日から減額更正の通知日までの期間を控除する規定。同項第2号は、減額更正の通知の日の翌日から修正申告に係る更正の通知の日までの期間を控除する規定でございます。施行日については平成29年1月1日になります。

新旧対照表23ページになります。

続きまして、第56条固定資産税の非課税の適用となる固定資産について、対象団体の統合再編に伴う文言の修正でございます。施行日は平成28年4月1日でございます。

第59条固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告は、第56条におきまして統合再編により文言を整理した労働者健康安全

機構を追加する規定でございます。

新旧対照表25ページ、要約書が3ページになります。

次に、軽自動車税の改正でございますが、第80条軽自動車税の納税義務者から第91条原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付については、平成28年度の税制改正により現在の自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が創設されるものと、現在の軽自動車税を種別割に改めることに伴う改正でございます。

要約書が3ページになります。

第80条軽自動車の納税義務者は、平成29年4月1日から導入される環境性能割と現在の軽自動車税が種別割に改正されたことにより、それぞれの納税義務者を明記し、第2項において、製造により取得した製造業者、販売のために取得した販売業者、運行以外の目的で取得した者につきましては、納税義務者とし不在の規定に改正し、第3項は、引用する地方税法の条ずれに伴う文言の修正でございます。施行日が平成29年4月1日になります。

続きまして、第80条の2日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する非課税の範囲については、今回新たに第81条の2に制定されることに伴う削除でございます。施行日が平成29年4月1日です。

第81条軽自動車税のみならず課税。

第1項は、所有権留保車両に係る使用者課税の規定に、環境性能割の納税義務者の規定。

第2項は、前項の場合、買主の変更があった場合の規定。

第3項は、販売業者等が車両番号の指定を受けた場合に環境性能割を課税する規定。

第4項は、法律の施行以外で3輪以上の軽自動車を取得した者が法律の施行地内に3輪以上の軽自動車を持ち込み、運行の用に供した場合に運行を供する者を所得者と見なして環境性能割を課税する規定でございます。施行日が平成29年4月1日です。

第81条の2日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する非課税の範囲につきましては、第80条の2から移行されたより、改めてここで制定をするものでございます。施行日は平成29年4月1日でございます。

第81条の3環境性能割の課税標準につきましては、新たに環境性能割が導入され

る環境性能割の取得価格については総務省令で定めるものとする規定でございます。施行日については平成29年4月1日。

第81条の4 環境性能割の税率は、新たに導入される環境性能割の税率を定めるもので、第1号は平成32年基準エネルギー消費効率達成車で1%。第2号は平成27年基準エネルギー消費効率達成車で2%。第3号は前項以外の車両については税率を3%に定める規定でございます。施行日が平成29年4月1日です。

第81条の5 環境性能割の徴収の方法につきましては、今回導入される環境性能割の納付の方法については、申告納付により徴収する規定でございます。

第81条の6 環境性能割の申告納付につきましては、第1項で納税義務者が提出すべき申告書の規定、第2項は納税義務者以外の取得者が提出すべき報告書についての規定をするものでございます。施行日が平成29年4月1日になります。

続きまして、要約書の4ページ、新旧対照表だと28ページだと思います。

第81条の7 環境性能割に係る不申告等に関する過料。

第1号は、環境性能割の納税義務者が正当な事由なく申告をしなかった場合、過料を課す規定でございます。第2号は、過料の額は町長が定める規定。第3号は過料の納期限を発付の日から10日以内とする規定でございます。こちらについての施行日が平成29年4月1日からとなります。

続きまして、第81条の8 環境性能割の減免。第1項につきましては公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車と身体障害者等の所有する軽自動車に対して環境性能割の減免対象者を規定するものでございます。第2項は、減免の詳細については規則に委任する規定でございます。施行日が平成29年4月1日です。

続きまして、新旧対照表29ページになります。

第82条種別割の税率。新たに環境性能割が導入されることにより、従来の軽自動車税の種別割に変更する規定でございます。第2号は文言の整理を行うものでございます。施行日が平成29年4月1日です。

続きまして、新旧対照表30ページをお願いいたします。

第83条種別割の賦課期日及び納期、第85条種別割の徴収方法は、現在の軽自動車税が種別割に改正されることにより文言の修正をするものでございます。施行日が平成29年4月1日です。

第85条種別割の徴収方法。従来の軽自動車税を種別割とするもので、施行日は平

成29年4月1日になります。

第87条種別割に関する申告または報告につきましては、軽自動車税を種別割への変更と文言の見直し及び規則・様式を改正するものでございます。第2項、第3項は引用規則・様式の変更に伴う改正と、第4項は引用条項の条ずれに伴う文言を整理するものでございます。施行日が平成29年4月1日になります。

新旧対照表31ページ、32ページになります。

第88条種別割に係る不申告等に関する過料につきましては、引用する条文の改正によるものでございます。施行日が平成29年4月1日です。

第89条種別割の減免につきましては、従来の軽自動車税を種別割と改めるものでございます。施行日が平成29年4月1日になります。

要約書の5ページ、新旧対照表の33ページになります。

第90条身体障害者等に対する種別割の減免。第1項は従来の軽自動車税を種別割に改めるもの。第1号は第1項の改正において第2号も含め、包括的に規定されたことにより削除をするものでございます。第2項から第4項は従来軽自動車税を種別割に改めるもの、文言の見直しによるものでございます。施行日が平成29年4月1日になります。

新旧対照表35ページ。

第91条原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付は、従来軽自動車税を種別割に改めるものと、引用条項の条ずれに伴う修正でございます。施行日が平成29年4月1日になります。

新旧対照表36ページをお願いいたします。

附則第6条特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例は、現行の医療費控除の特例として適切な健康管理者のもとで医療用医薬品からの代替品を進める観点から、健康の推進、増進及び疾病の予防の取り組みとして一定の取り組みを行う個人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者、その他の親族に係る一定スイッチO T C医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価の額が合計1万2,000円を超えるときはその超える部分の金額、上限8万8,000円についてその年度分の総所得金額から控除できることと地方税法で改正されたことにより新設するものですが、現在の医療費控除と重複で控除できないものであります。施

行日につきましては平成30年1月1日からで、平成30年以後の年度分の個人住民税から適用されるものでございます。

続きまして、新旧対照表37ページ。

附則第10条の2固定資産税等の特例措置、わがまち特例関係でございますけれども、近隣市町村と特定の割合について協議しておりまして、第3項については引用する地方税法の改正による条ずれによる修正でございます。

第6項は、特定再生エネルギー措置法に規定されます認定発電設備は対象外であり、国の補助金を受け取得した太陽光発電設備が対象となるもので、本町の条例で定める割合は3分の2とするものでございます。

第7項は、特定再生エネルギー措置法に規定される風力発電設備が対象となるもので、本町の条例で定める割合を3分の2とするものでございます。

第8項につきましては、同じく特定再生エネルギー措置法に規定されるバイオマス発電設備が対象となるもので、本町の条例で定める割合を2分の1とするものでございます。

続きまして、第9項、第10項につきましては、第6項から第8項の新設に伴う条ずれによる改正をするものでございます。施行日は平成28年4月1日でございます。

続きまして、新旧対照表38ページ。

第10条の3新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告は、熱損失防止改修工事に伴う固定資産税の減額制度について、工事費要件の見直しによる修正でございます。

要約書の6ページをお願いいたします。

続きまして、第15条の2軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例でございますけれども、環境性能割の賦課徴収を当分の間、宮城県が行う規定であります。これにつきましては施行日が平成29年4月1日になります。

第15条の3軽自動車税の環境性能割の減免の特例につきましては、当分の間、自動車税における環境性能割の減免対象車両に該当する軽自動車を減免対象とする規定でございます。施行日が平成29年4月1日。

第15条の4軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例につきましては、当分の間、軽自動車税の環境性能割の申告、報告は宮城県知事に行う規定でございます。

す。施行日が平成29年4月1日です。

新旧対照表39ページ。

第15条の5軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例は、町から宮城県に対し、環境性能割の賦課徴収に関する事務費用を交付する規定でございます。施行日が平成29年4月1日です。

第15条の6軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきましては、環境性能割を当分の間、減じることとするこの規定ということで、営業用の環境性能割の税率を当分の間、軽減する規定でございます。

第81条の4第1号については1%を0.5%、2号については2%を1%、3号については3%を2%。第2項は自家用車を減ずる規定でございます。第81条の4第3号、3%と制定されるものを2%に減ずるものがございます。施行日が平成29年4月1日でございます。

続きまして、新旧対照表40ページからになります。

第16条第1項軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、従来の軽自動車税を種別割とするもの及び表中の文言を修正するもの。初回車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割を重課する規定でございます。

第2項は、第3項、第4項の軽自動車税における種別割の軽減措置を平成29年度まで延長する規定でございます。

第24条東日本大震災に係る固定資産税の特例は、共同利用施設に係る固定資産税の特例措置の適用期限が延長されたことに伴いまして、共同利用施設の減免についても法の適用期限を平成31年3月31日まで延長するものがございます。施行日については平成28年4月1日です。

続きまして、要約書7ページをお願いいたします。

こちらについては第2条関係、亘理町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。新旧対照表43ページ、44ページになります。

附則第6条中の第82条の改正に伴い、「軽自動車税」の次に「種別割」を追加。新条例第82条及び新条例を町税条例第82条に、「左欄に掲げる」の次に「同条例」に改正するものがございます。

第3条につきましては、附則第5条第3項の文言の修正によるもの。第7項は条

例第19条第3号に改正に伴い改正をするもの及び文言の整理を行うものでございます。

新旧対照表48、49ページをごらんいただきたいと思います。

第10項、第12項、第14項は附則第7項の改正に伴う文言の修正でございます。第7項の施行日については平成28年4月1日、それ以外は平成29年1月1日でございます。

改正条例の附則といたしまして、第1条施行期日、原則平成28年4月1日からとなります。延滞金の見直し関係については平成29年1月1日から、法人税の税率の改正、軽自動車税環境性能割関係につきましては平成29年4月1日施行。

第2条関係町民税に関する経過措置等として、第43条第4項の規定の施行期日を平成29年1月1日。附則第6条の規定は平成30年1月1日。第34条の4の規定が平成29年4月1日。第34条の7の規定は平成28年4月1日。平成29年1月1日以降に納期限が到来する法人町民税の延滞金が適用となります。

第3条関係。固定資産税に関する経過措置になります。わがまち特例に関する経過措置は平成28年4月1日からになります。

第4条関係軽自動車税に関する経過措置等になります。環境性能割・種別割に関する経過措置は平成29年4月1日からになります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 1点ほど質問いたします。

今回の地方税法改正には固定資産税における農地に対する課税の改正があります。これは平成29年度から遊休、つまり耕作しない農地、耕作放棄地に課税が強化されるということでありまして。税負担がふえるわけでありまして。亘理町にも多くの遊休農地があるわけですが、この改正内容についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（西山茂男君） 今回の町税条例にはその部分は掲載されておられません。地方税法でなるものですから、そちらを次で説明をする予定でございます。都市計画税条例は町の条例でございますので、その部分については記載はされているんですけども、まず、そちらにつきましては遊休農地が否かというところなんですけど、

亘理町の農業委員会と農地中間管理機構の間で遊休農地と判断されたものが農業委員会の部局から税当局へ所有者とか名前を通知するという形になっておりますので、それが来た段階で地方税法上で特例としております0.55の税率を外しまして、通常であれば今の税率の約1.8倍ぐらいの固定資産税になるかと思うんですけども、それを賦課するという流れになっているものでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） なかなか難しいですけども、1点は、要点説明の1ページです。法人税率の引き下げ。これは、対象企業は何社で軽減額は幾らなのか、まず説明をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（西山茂男君） 法人税率の引き下げの部分についての対象事業者数ですけども、そちらについてはまことに申しわけございませんけれども、把握はしておりません。それについては平成29年4月1日以降の事業年度が開始という形になりますので、実際に影響を及ぼしますのは平成30年度からの税額に影響が出るものと思っております。（「額は、額もわからないのかな」の声あり）

済みません。法人税の額はそのときの、要するに法人税額になりますので、今ここで幾らという形で出せるものではないと思います。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） その下です。寄附金控除ですけども、34条7です。

先ほど、地方税の改正の話がありましたが、今後の地方税の改正で個人版ふるさと納税とともに企業版ふるさと納税が導入されることになると思いますけれども、今回の町税条例にはそれは載っていないんですが、これはなぜ載せなかったんですか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（西山茂男君） 今ご質問がありましたことにつきましては、町税条例ではなく地方税法にその分については掲載がされておりますので、改めてこちらで載せることがないというぐあいになっておりまして、準則では流れてきておりません。

以上です。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 企業版ふるさと納税、これについては地方創生の応援税制と

ということで、先般国の地方再生法の改正の中で新たにできたものでありまして、亘理町におきましてはまだ具体的には地域再生計画を定めておりませんので、今後地域再生計画を定めればいろいろと検討していきたいと思っております。

内容については、例えば企業が町に1,000万円寄附した場合、現行の制度だと寄附の額の3割、300万円程度の税の軽減効果がありましたが、この企業版ふるさと納税については、新たにまず3割の税額の控除がされまして、いわゆる2倍、600万円の税の軽減効果があるということで、これについては今後地域再生計画の中で企業版ふるさと納税についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第14 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（亘理町都市計画税条例等の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第14、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（西山茂男君） それでは、議案書43ページ、承認第4号についてご説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

平成28年3月31日、亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

議案書44ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、都市計画税条例において引用する法律が改められたことにより、亶理町都市計画税条例の一部を改正する必要があるが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものです。

議案書45ページをお開き願います。

この改正につきましても総務省からの準則により行いました。亶理町都市計画税条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、新旧対照表の50ページ、亶理町都市計画税条例の一部を改正する要点8ページから主要な改正点についてご説明を申し上げます。

まず、新旧対照表50ページをお開き願います。

第2条第2項納税義務者等は、引用する地方税法の改正に伴う条項の項番号のずれに伴う改正及び引用条項の追加に伴う改正でございます。施行日については平成28年4月1日でございます。

続きまして、新旧対照表51、52、53ページになります。

附則第2項から第6項、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例及び附則第7項農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例は、引用する条項の項番号ずれに伴う改正でございます。施行日が平成28年4月1日です。

新旧対照表54ページになります。

附則第11項は改正により課税の特例の追加により文言の整理を行う改正で、施行日については平成28年4月1日でございます。

改正の条例附則といたしまして、第1項は施行期日が平成28年4月1日となります。第2項については経過措置として、この条例による改正後の都市計画税条例

の規定は平成28年度以後の都市計画税に適用する経過措置でございます。

以上、承認第4号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第15 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町
企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき
区域における固定資産税の課税免除に関する条
例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第15、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件
を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（西山茂男君） それでは、亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき
区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
ご説明をいたします。

議案書46ページになります。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

平成28年3月31日、亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域に
おける固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、地方

自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

47ページの専決処分書を朗読させていただきます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令が平成28年3月31日に公布され、基本計画の同意の日を平成29年3月31日まで適用が受けられるように改正されたため、亘理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

議案書48ページをお開き願います。

新旧対照表が55ページになります。

亘理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一部を次のように改正する。

第2条中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改めるものでございます。これは企業立地促進法の適用期間が1年間延長されたことに伴う改正で、平成29年3月31日までに基本計画が同意され、起算して5年を経過する日まで、法に基づく対象施設を設置した事業者の固定資産税を3カ年分免除するものでございます。施行日が平成28年4月1日になります。

以上で承認第5号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第16 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第16、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（西山茂男君） 承認第6号 亶理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案書が49ページになります。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて。

平成28年3月31日、亶理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をした。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

議案書50ページ、専決処分書を朗読させていただきます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令が平成28年3月31日に公布され、対象施設等の取得期間及び指定事業者または指定法人の指定期間を復興推進計画認定の日から平成29年3月31日までに適用が受けられるように改正されたため、亶理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

議案書51ページをお開き願います。

新旧対照表が56ページになります。

亘理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

第2条中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。これは東日本大震災復興特別区域法の適用期間が1年間延長されたことに伴う改正で、平成29年3月31日までの間に東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される対象施設等を新設または増設した者で、その対象施設等であります家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地の土地に対し新たに固定資産税等が課されることとなった年度以降5カ年度に限り、固定資産税等を免除するものでございます。施行日が平成28年4月1日です。

以上で承認第6号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第17 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（亘理町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第17、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 議案書の52ページになります。

亶理町国民健康保険税条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて。

平成28年3月31日、亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をした。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

専決処分書を読み上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、国民健康保険税の基礎課税額等の限度額の引き上げ及び国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更に伴い、亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

議案書の54ページをお開き願います。

亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、今回の亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、平成28年3月31日に地方税法等の一部が改正されたことに伴う改正でありまして、医療保険の保険料に係る国民の負担軽減に関する公平性の確保を図るため、低所得者の保険料について5割と2割軽減する際の所得判定額を引き上げることにより負担の軽減を図るものと、賦課限度額が85万円から4万円引き上げ、89万円とする改正を行うものでございます。

改正する条文につきましては、新旧対照表58ページ、59ページになります。

初めに、第2条課税額第2項につきましては、ただし書き中、基礎課税額に係る課税限度額について現行の52万円を2万円引き上げ、54万円に、第3項については後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行の17万円を2万円引き上げ、19万円に改正するものです。

続きまして、第23条国民健康保険税の減額でございますが、第2条第2項、第3項と同様、課税限度額の52万円と17万円をそれぞれ54万円と19万円に改正するものです。また、同項第2号につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判

定所得を引き上げるため、被保険者の数に乗すべき金額を現行の26万円から26万5,000円に、同項第3号は2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるため、被保険者の数に乗すべき金額を現行の47万円から48万円に改正するものです。施行日は平成28年4月1日でございます。

適用区分。改正後の亶理町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第18 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度亶理町一般会計補正予算（第8号））

議長（佐藤 實君） 日程第18、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の55ページをお開きいただきたいと思います。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて。

平成28年3月31日、平成27年度亘理町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

次の56ページが専決処分書となりますので、お開きいただきたいと思ひます。

専決処分書。

平成27年度亘理町一般会計補正予算（第8号）については、歳入における地方交付税外各種交付金、公共土木施設災害復旧費負担金等の確定、歳出における防災集団移転促進事業費等の確定、並びに東日本大震災に係る事業等において繰越明許費の追加など補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

内容につきましては、別紙の平成27年度亘理町一般会計補正予算書（第8号）をご用意いただきたいと思ひます。

最初に1ページになります。

平成27年度亘理町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるということで、第1条歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,055万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230億4,026万5,000円とする。

第2条繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものとしてございます。

今回の補正の全体的な内容を申し上げますと、前回3月補正予算後、各事業費及び国費、県費の補助金額、さらには各種基金繰入金等が確定したことに伴い、今回減額補正したものが主なものでございます。

初めに、歳出より説明申し上げますので、20ページをお開きいただきたいと思ひます。

今回、増額補正になるもの、それから減額補正については主に金額の大きいものを中心に説明させていただきます。

初めに、2款総務費でございますが、1項12目基金管理費548万3,000円の増額補

正については、右の説明欄にございますが震災復興基金費として震災関連分として頂戴した寄附金を基金への積立金として増額補正したものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費786万円の減額補正については説明欄になりますが、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業費として地方公共団体システム機構への通知カード・個人番号カード関連事務委任にかかわる負担金の確定に伴い、減額補正したものです。

3款民生費については、次の22ページをお開きいただきたいと思います。

2項3目保育所費2,300万円の減額補正ですが、主な理由につきましては、当初見込んでいた保育士が確保できなかったことから、保育所運営経費の臨時職員賃金2,300万円を減額補正したものです。

3項1目災害救助費1,050万円の減額補正については、災害援護資金の3月末日までの額の確定に伴い、減額補正したものです。

次に、8款土木費の主なものについては、2項3目道路新設改良費1,804万円の増額補正のうち、説明欄になりますが、次の25ページをごらんください。

社会資本整備総合交付金事業費1,804万円の増額補正については、ことし3月19日から供用を開始しました鳥の海スマートインターチェンジにかかわる東日本高速道路株式会社への町道鳥の海スマートインター線道路案内標識設置業務委託料の額の確定に伴い、増額補正したものです。

4項6目復興事業費1億455万9,000円の減額補正につきましては、右の25ページの説明欄になりますが、防災集団移転促進事業費4,955万5,000円の減額補正から、下段の津波浸水区域支援事業費3,400万4,000円の減額補正まで、それぞれの事業費の確定に伴い、合わせて1億455万9,000円減額補正したものです。

次に、26ページをごらんいただきたいと思います。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費4,960万6,000円の減額補正については、公共土木施設災害復旧費におきまして事業費の確定により4,960万6,000円減額補正したものです。

以上が歳出の主な内容でございます。

次に、歳入について説明申し上げますので、10ページをお開きください。

まず、1款町税につきましては、わたり温泉鳥の海にかかわる入湯税の補正で、平成27年度末で額が確定したことにより、今回5万6,000円増額補正したもので

す。

2 款地方譲与税335万円の増額補正からずっと行きまして次の12ページをお開きください。12ページの7 款自動車取得税交付金49万円の減額補正までにつきましては、それぞれ額の確定に伴い、今回それぞれ増額及び減額補正を行ったものでございます。なお、それぞれの額については県から提示された金額となっております。

9 款地方公付税 3 億4,972万6,000円の増額補正については、右の説明欄にございますが、特別地方交付税7,344万円の増額補正については、ことし3月末に交付額が確定したことにより増額補正したものです。震災復興特別交付税 2 億7,628万6,000円の増額補正につきましても、年度末に交付額が確定したことにより増額補正したものでございます。

13款国庫支出金におきましては、1 項 4 目災害復旧費負担金におきまして3,315万9,000円の減額補正でございますが、公共土木施設災害復旧事業費負担金4,563万8,000円の減額補正については、鳥の海公園災害復旧工事におきまして補助対象事業費及び国費負担率が確定したことにより減額補正したものと、公立学校施設災害復旧費負担金1,247万9,000円の増額補正については、荒浜小学校プール災害復旧事業において、当初国庫負担率3分の2の基本負担率から今回激甚災害の指定を受けまして負担率が88.4%となったことから増額補正したもので、合わせて3,315万9,000円減額補正したものでございます。

2 項国庫補助金におきましては、3 項土木費国庫補助金といたしまして先ほど説明した鳥の海スマートインター線の道路案内標識設置工事業費の確定により992万2,000円増額補正したものと、総務費国庫補助金として、これも先ほど歳出でご説明した個人番号カード関連事務委任にかかわる負担金が確定したことに伴う補助金の確定により810万4,000円が減額補正したものの、合わせまして181万8,000円増額補正したものでございます。

次に、14ページをお開きいただきたいと思います。

14款県支出金におきましては、災害援護資金貸付金の確定により負担金1,079万円を減額補正したものです。

16款の寄附金については、震災復旧・復興のための寄附といたしまして8件、548万3,000円頂戴したほか、ふるさと納税など震災以外の目的で合わせて10件、

合計で10万円、合計しますと18件で558万3,000円の貴重なご寄附を頂戴して今回計上したものでございます。ご寄附をいただいた方々にはこの場をおかりしまして厚く御礼申し上げたいと思います。

17款繰入金については、1項1目財政調整基金繰入金、これにつきましては今回の事業費の確定に伴い、3億5,437万2,000円減額補正したものでございます。震災復興基金繰入金については右の説明欄の事業から次の17ページの説明欄まで、ここに記載の事業費の確定により合計3,971万8,000円減額補正したものです。東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましても、右の説明欄に記載の各事業の事業費の確定により合計1億2,141万8,000円減額補正したものでございます。

19款諸収入につきましては、災害援護資金貸付金の繰り上げ償還額の確定に伴う元金収入として1,440万円増額補正したものと、互理名取共立衛生処理組合負担金については震災復興特別交付税の対象となっており、平成26年度の交付税の精算により今回返還金が生じたことから1,370万円増額補正したものでございます。

20款町債310万円の減額補正ですが、説明が19ページにございますように、災害公営住宅整備事業、消防施設整備事業のそれぞれ事業費が減額になったことに伴い、起債につきましても、合わせまして310万円減額補正したものでございます。

お戻りいただきまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費の補正でございます。

今回は追加及び変更でありまして、追加については事業名で申し上げますと、地方創生（農林水産分野）連携事業（地方創生加速化交付金事業）750万円から表の下段、鳥の海公園災害復旧事業6億8,965万7,000円までの16の事業について、平成28年度までそれぞれ限度額で繰り越すものでございます。

変更につきましては、5ページ上段の表になりますが、事業名で申し上げますと防災集団移転促進事業では繰越限度額を1,186万円から、右の金額になりますが、今回7,665万2,000円に変更するものから表下段、残土運搬事業で繰越限度額を1億7,795万6,000円から1億9,159万6,000円に変更するものまで、ここに記載の5事業について繰越限度額を変更するものです。

最後に、第3表 地方債の補正でございます。

変更でございまして、起債の目的については、災害公営住宅整備事業債、消防施設整備事業債でございます。限度額をそれぞれ5,380万円から5,100万円に、540万

円から510万円に変更するものです。先ほど、歳入の町債で説明したとおり、災害公営住宅整備事業、消防施設整備事業の事業費が減額になったことに伴い、限度額についても変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 21ページですけれども、一番下の住民基本台帳ネットワークシステム整備なんですけれども、これは減になっているんですが、なぜ減なのか、この中身を。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） この補助金に関しましては国で一度確定いただいております。そして最後に精算という形で交付されてまいります。そうした場合にこの通知カード、それから個人番号カードの関連事務に関しまして精算をするということで、実際に786万円が減額されたということになります。このぐらいしか交付の関係が出てこなかったということでございます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） もう一つですけれども、23ページ。03-02-03-03の保育所運営経費ですが、これも保育士の関係だと思んですけども、これは結構な額にはなっているんです。人数にすると何人減っているという格好なんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 前任の課長だったので私から答弁させていただきたいのですが、具体的には、賃金については保育士それから保育所に従事する調理の関係、それから、あと保育士の補助ということで、人数的には保育士が確保できれば補助の数も減るんですが、積算した人数に対して実際に雇った人数、ちょっと集計をとっていなかったんで、ここではちょっと手持ち資料がないのでお答えできないんですが、議員おっしゃるように金額的に見ると相当でございます。とにかく、うちとしても資格のある保育士がほしいということで、県でやっている人材バンクにも登録していますし、職安にもお願いしていますし、あと町の広報でも十分臨

時職員を採用したいということで掲載させていただいているのですが、なかなか実際応募いただけないということでございます。ただ、時々議員も含めた紹介の中で保育士の資格を持っている人とかがあれば、すぐに当たって確保に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

この際、暫時休憩に入ります。

なお、再開は14時55分といたします。休憩。

午後2時43分 休憩

午後2時53分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（平成27年度
亘理町一般会計予算）

日程第20 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（平成27年度
亘理町公共下水道事業特別会計予算）

日程第21 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について（平成27年度
亘理町工業用地等造成事業特別会計予算）

（以上3件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第19、報告第4号 繰越明許費繰越計算書についてから日程第21、報告第6号 繰越明許費繰越計算書についての以上3件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 初めに、報告第4号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 議案書の57ページになります。

最初に報告第4号でございます。

繰越明許費繰越計算書について。

平成27年度亘理町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

この内容につきましては、これまでご承認いただいております繰越明許費について繰越額が確定したことに伴い、今回ご報告するものです。この57ページ上段になりますが、2款1項総務管理費、事業名が地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、金額が2,235万6,000円。翌年度への繰越額が右の欄になりますが、同額2,235万6,000円でございます。

ここから次のページ、58ページになります。

さらに次の59ページまでで、59ページの下段、11款2項公共土木施設災害復旧費、事業名が鳥の海公園災害復旧事業、金額が6億8,965万6,000円、翌年度への繰越額が同額6億8,965万6,000円までこれら全て合計いたしまして、事業数につきましては38事業、合計の欄でございますが、金額41億653万7,527円に対しまして翌年度繰越額が40億5,161万7,527円に決定したことにより今回ご報告するものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 次に、報告第5号について、当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案書の次のページ、60ページをお開きください。

報告第5号 繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

なお、これにつきましても先ほど報告第4号で企画財政課長が報告しましたとお

り繰越額が確定したことによりまして報告するものでございます。

平成27年度亘理町公共下水道事業特別会計の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

内容でございますけれども、一番上の2款1項、事業名、社会資本整備総合交付金事業、金額が4億2,109万6,160円、翌年度への繰越額が6,813万円。これから一番下の下段の3款1項、事業名が下水道施設災害復旧事業（館南下地区外污水管災害復旧工事）、金額が586万円、翌年度への繰越額346万円まで、事業につきましては7事業、合計いたしまして金額17億3,240万2,333円、翌年度繰越額が合計で8億3,607万2,000円。この額に決定したことによりまして報告するものでございます。

以上で報告第5号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 次に、報告第6号について、当局からの提案理由の説明を求めます。
企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の61ページになります。

報告第6号 繰越明許費繰越計算書について。

平成27年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

これについても繰越額が確定したことに伴い報告するものでございまして、1款1項工業用地等造成事業費、事業名が町道下茨田棚子線横断暗渠改修工事、金額が1,850万円で、翌年度への繰越額が1,090万円に決定したことにより今回報告するものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第4号 繰越明許費繰越計算書についてから報告第6号 繰越明許費繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第22 報告第7号 事故繰越し繰越計算書について（平成27年度
亘理町一般会計予算）

議長（佐藤 實君） 日程第22、報告第7号 事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の62ページをお開きいただきたいと思っております。

報告第7号 事故繰越し繰越計算書について。

平成27年度亘理町一般会計予算の事故繰越しは、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

本件につきましては、平成27年度の一般会計予算におきまして、避けがたい事故により年度内の事業が完了できなかったために、事故繰越しにより翌年度に繰り越したものでございまして、その内容について報告するものでございます。

最初に、8款4項都市計画費、事業名が避難道路新設・整備事業（町道五十刈線）です。支出負担行為額が1,260万円でございますが、右の端の欄の説明欄に記載がございますが、委託費については測量及び設計業務を行うもので、関係地権者との協議が調わず、年度内完了は困難となったために繰り越しするものでございまして、支出負担行為額1,260万円、全額を翌年度に繰り越しすることを決定したものでございます。

以下、2事業につきましてもそれぞれの事業費、支出負担行為額、翌年度繰越額と繰り越し理由について、これにつきましては説明欄に記載しておりまして、これら合計いたしました金額、合計の欄になりますが3事業、支出負担行為額6,295万1,143円に対しまして、翌年度繰越額1,774万605円に決定したもので、今回報告するものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第7号 事故繰越し繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

日程第23 報告第8号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第24 報告第9号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

約)

日程第25 報告第10号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第26 報告第11号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第27 報告第12号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第28 報告第13号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

（以上6件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第23、報告第8号 専決処分の報告についてから日程第28、報告第13号 専決処分の報告についてまでの以上6件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 報告第8号から報告第13号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、報告第8号から報告第13号まで一括してご報告させていただきます。

初めに、議案書の63ページになります。

報告第8号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）でございます。

平成28年3月9日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書は次の64ページになりますのでお開きいただきたいと思います。

専決処分書。

平成27年度（復交）町道五十刈線道路改良（その2）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分したものでございます。

隣、65ページが資料となりますのでごらんください。

工事名が、平成27年度（復交）町道五十刈線道路改良（その2）工事です。

第2回変更契約年月日が平成28年3月9日。

変更請負金額が5,893万1,280円。263万6,280円の増額です。

契約の相手方が阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体です。

工事概要、変更理由につきましては道路土工の捨土において当初設計におきましては当該工事箇所より2キロ圏内で搬出する計画でありましたが、現地精査の結果、2キロ圏内で搬出先が確保できないことや、荒浜海岸緩衝緑地での盛り土材及び荒浜北部地区ほ場整備での耕作土として利用することとしたため、搬出先を変更するものでございます。

66ページの搬出先のルート図になりますが、朱色の部分で運搬距離6.5キロのところ荒浜北部地区ほ場整備の耕作土として160立方メートル、運搬距離が7.5キロのところ荒浜海岸緩衝緑地での盛り土材として950立方メートルそれぞれ変更により運搬するものでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

続いて、議案書の67ページになります。

報告第9号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）でございます。

平成28年5月18日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したものでございます。

よって、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書については次の68ページをお開きください。

専決処分書。

平成27年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分したものでございます。

資料については69ページになります。

工事名が、平成27年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事です。

第2回変更契約年月日が平成28年5月18日。

変更請負金額が8,935万560円。460万9,440円の減額です。

契約の相手方が、八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業

体です。

工事概要、変更理由については、現地精査の結果、道路のり面部分の土壌強度が当初設計の種子散布の適用範囲を超えており、植物生育が困難であることが判明したため、変更によりのり面保護工である種子散布工1万2,510平方メートルを施工しないこととしたものでございます。70ページが位置図、71ページが平面図、72ページが標準断面図で、この標準断面図の黄緑色の道路のり面部、この部分が変更によりのり面保護工の種子散布をしないこととした箇所となります。

工期については、変更前と同じでございます。

続いて、議案書の73ページをお開きください。

報告第10号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）です。

平成28年3月18日、工事請負の変更契約を締結する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書については74ページをごらんいただきたいと思います。

専決処分書。

平成27年度亘理第5-1号污水枝線（その1）工事について、工事請負変更契約を締結する必要性が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分したものでございます。

次の75ページが資料となります。

工事名が平成27年度亘理第5-1号污水枝線（その1）工事です。

変更契約年月日が平成28年3月18日。

変更請負金額が5,057万1,000円。234万9,000円の減額です。

契約の相手方が太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体です。

工事概要、主な変更理由については次の76ページに平面図を添付しておりますが、この朱書き部分の左側、いわゆる方向で言いますと西側の南へ延びる町道大道1号線の污水管敷設を次年度以降計画しておりまして、その際、今回施工の部分との取り合いの関係で現地精査を行った結果、組立1号マンホール設置工を3カ所から2カ所に変更するものと、公共ます設置工を9カ所から10カ所に変更するものです。

工期につきましては変更前と同じでございます。

続きまして、議案書の77ページになります。

報告第11号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）でございます。

平成28年3月18日、工事請負の変更契約を締結する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書が次の78ページになりますのでお開きください。

専決処分書。

平成27年度亘理第5－3号汚水幹線工事について、工事請負変更契約を締結する必要性が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分したものでございます。

次の79ページが資料となります。

工事名が平成27年度亘理第5－3号汚水幹線工事。

第2回変更契約年月日が平成28年3月18日。

変更請負金額が7,192万9,080円。280万9,080円の増額でございます。

契約の相手方が、八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体です。

工事概要、変更理由につきましては、現地精査及び施工箇所の際接する土地所有者との協議の結果、汚水管の管路延長を変更するものとあわせましてマンホール及び公共ますを変更するもので、工事概要に記載の推進工法及び開削工法を変更後の延長の数量とするもので、線路延長を223.7メートルから235.3メートルに変更するものと、各号マンホール及び公共ます設置工を記載の数量に変更するものでございます。

工期については80ページになりますが、今回施工する場所については地下水の湧水量が非常に多く、作業に日数を要したことから、終期を平成28年3月31日までに延長したものでございます。

続きまして、82ページをお開きいただきたいと思います。

報告第12号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）です。

平成28年4月19日、工事請負の変更契約を締結する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書が隣の83ページになります。

専決処分書。

平成27年度亘理第2-1号汚水枝線工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分したものでございます。

資料については84ページをお開きいただきたいと思います。

工事名が平成27年度亘理第2-1号汚水枝線工事です。

第3回変更契約年月日が平成28年4月19日。

変更請負金額が6,348万7,800円。30万7,800円の増額です。

契約の相手方が、阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体です。

工事概要及び主な変更理由については、現地精査の結果、既設埋設物を避けるためにマンホールの位置を変更し、このことに伴い管路の沈理工法及び推進工法を延長変更し、線路延長を212.9メートルから212.5メートルに変更するものと、隣接する土地所有者との協議の結果、公共ます設置工を17カ所から21カ所に変更するものです。隣の85ページが平面図となりますので、ごらんください。

以上でございます。

続いて、議案書の86ページになります。

報告第13号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）です。

平成28年4月26日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

87ページが専決処分書になります。

専決処分書。

平成27年度亘理第5-3号汚水枝線工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分したものでございます。

資料が次の88ページになります。

工事名が平成27年度亘理第5-3号汚水枝線工事。

第3回変更契約年月日が平成28年4月26日。

変更請負金額が7,084万8,000円。64万8,000円の増額です。

契約の相手方が、阿部工務店・結城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体です。

工事概要、主な変更理由につきましては、現地精査の結果、線路延長が244.2メートルから244.4メートルに変更したものと、隣接する土地所有者との協議の結果、公共ます設置工を23から22カ所に変更するものです。

工期については、変更前と同じでございます。

以上で報告を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第8号 専決処分の報告についてから報告第13号 専決処分の報告についてまでの説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第29 報告第14号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第29、報告第14号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の90ページをお開きいただきたいと思います。

報告第14号 専決処分の報告について。

平成28年5月16日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書が次の91ページにありますのでごらんください。

専決処分書。

平成28年1月29日に亙理町中央公民館東側駐車場で発生した公用車の事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第31 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第31、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第32 委員会の閉会中の先進地視察調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第32、委員会の閉会中の先進地視察調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 総務常任委員長及び産業建設常任委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の先進地視察調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務常任委員長及び産業建設常任委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、総務常任委員長及び産業建設常任委員長から申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
これをもって、平成28年6月第4回亘理町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後3時22分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 渡辺 壮一 の記載したものであるが、その
内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 佐藤 正司

署名議員 鞠子 幸則